
令和5年大和町議会3月定例会議会議録

令和5年3月1日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	穴戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	野 田 実 君
まちづくり 政策課長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課長	遠 藤 眞起子 君	税 務 課 徴収対策室長	村 田 充 穂 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議事庶務係長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時03分 開 会

議会事務局長 (櫻井修一君)

皆さん、おはようございます。

会議の前に、皆様にご紹介させていただきます。

去る2月21日、宮城県町村議会議長会定期総会の席上、本町議会発行の議会だよりが第42回議会広報選考会におきまして昨年に引き続き奨励賞を決定され、宮城県町村議会議長会で議長が表彰を受けてまいりました。つきましては、ここで議長から表彰状の伝達をさせていただきます。

それでは、広報常任委員会藤巻博史委員長におかれましては前にお進みいただきましたと思います。

議 長 (高平聡雄君)

賞状、奨励賞、大和町議会殿。貴議会は、第42回宮城県町村議会広報選考会において頭書の成績を収められました。よってその創意と努力をたたえ、記念品を贈りこれを賞します。令和5年2月21日、宮城県町村議会議長会会長菊池修一。

おめでとうございます。

13 番 (藤巻博史君)

ありがとうございます。

議会事務局長 (櫻井修一君)

おめでとうございます。ここで、高平議長からお祝いの言葉がございます。

議 長 (高平聡雄君)

本日、令和5年大和町議会3月定例会議の開会に当たり、去る2月21日、宮城県町村議会定例総会の席上において、宮城県町村議会議長会会長より、たいわ町議会だよりが奨励賞として表彰されました。誠にありがとうございます。議会を代表し、一言お祝いの言葉を申し上げます。

表彰を受けられました議会だよりにつきましては第214号9月定例会議であり、第42回広報選考会におきましては、トータルで読みやすい紙面構成との評価をいただいたところであります。議会広報常任委員会皆さんのご努力につきましては、感謝と敬

意を表する次第であります。今後も議会だよりがなお一層町民への声のかけ橋となるようご祈念を申し上げ、簡単ではありますがお祝いの言葉とさせていただきます。令和5年3月1日、大和町議会議長高平聡雄。

本日は誠におめでとうございます。

皆さん、おはようございます。

会議の前に申し上げます。本日からの3月定例会議におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴席出入口の扉を常時開放し、休憩中は議場の両扉を開き換気を行います。議員及び執行部の皆様におかれましても、会議中のマスクの着用、こまめな手洗い、消毒、せきエチケット、換気の徹底、3密を避けるなどの基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

なお、本定例会議期間中の執行部の出席者については、先般開催されました議会運営委員会におきまして、定例会議の冒頭及び一般質問以外は三役及び議案審議関連課長等としておりますことにご理解をお願いいたします。皆様のご協力、よろしく願います。

ただいまから、令和5年大和町議会3月定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （高平聡雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番宍戸一博君及び2番児玉金兵衛君を指名します。

日程第 2 「議会期間の決定について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から3月16日までの16日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議会期間は本日から3月16日までの16日間に決定しました。

「諸般の報告」

議 長 （高平聡雄君）

続きまして、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりで。

「施政方針の表明」

議 長 （高平聡雄君）

ここで、町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

令和5年度大和町議会3月定例会議でございますが、施政方針を述べさせていただきます。

本日、ここに令和5年大和町議会3月定例会議の開催に当たり、令和5年度の町政運営の考え方と、一般会計当初予算案をはじめとします諸議案の概要についてご説明申し上げます。

初めに、ただいま議長からご披露がございましたが、宮城県町村議会議長会第42回議会広報選考会におきまして、たいわ町議会だより第214号が、昨年引き続き奨励賞を受賞されました。議会広報常任委員会の皆様方にお祝い申し上げ、改めまして敬意を表しますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げるところでございます。

さて、昨年は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を起因とする世界経済の混乱により、原油価格や物価高騰、さらには円安の影響も加わり、依然として国民生活に大きな影響を与えております。

また、新型コロナウイルスのオミクロン株の流行もありましたが、本町におきましては、3年ぶりに「まほろば夏まつり」や「お立ち酒全国大会」など、様々なイベン

トを開催して、町民皆様の笑顔と、文化や地域活動等における活力を取り戻す町政運営を進めてまいりました。

未来を担う子供たちをはじめ、町民皆様の安全で豊かな暮らしを守りながら、大和町の発展のためにこれからも全力を注いでまいりますので、議員各位のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、令和5年度予算編成方針について申し上げます。

令和5年度予算の編成につきましては、昨年10月27日に各課等の担当者を対象に開催した予算編成説明会において、本町の財政状況と今後の見通し等を説明し、予算編成の基本方針を示すことによりスタートいたしました。その中で、大和町第五次総合計画に掲げた施策・目標の達成に向けて取り組むことを伝え、加えて、今後、大型事業が多数想定されていることから、改めて現在の事業内容と成果を厳しく検証し、積極的な事業の精査と、スクラップ・アンド・ビルドによる歳出削減等を指示し、当初予算案を作成いたしましたものであります。

令和5年度当初予算の規模は、一般会計145億5,000万円、特別会計61億2,827万4,000円、下水道事業会計15億3,643万2,000円、水道事業会計13億500万9,000円、総額235億1,971万5,000円となり、予算総額は、前年度から32億6,864万3,000円増加し、前年度比で16.1%の増となり、当初予算としては過去最大の規模となっております。

一般会計につきましては、前年度から21億5,000万円増加し、前年度比で17.3%の増となっております。

増加の要因となった事業を一部抜粋してご説明いたします。

小学校建設費では、吉岡小学校、体育館及びプールの新築工事で、事業費は約17億1,000万円となり、前年度比で約11億3,700万円の増となっております。

まほろばホール管理運営費では、これまでまほろばホールの外壁工事や屋上防水工事のほか、冷温水発生装置改修工事などを実施してまいりましたが、令和5年度は、大ホール天井改修や照明調光装置等改修などで約4億8,100万円となり、前年度比で約3億1,000万円の増となっております。

この2つの事業で前年度から約14億4,700万円の増となり、増加額の67.3%を占めております。

このほか、国土交通省補助事業費では、悟溪寺橋橋梁修繕工事、（仮称）下草橋上部工工事、舞野下草線改良工事で約4億2,000万円となり、前年度比で約1億1,900万円の増。

都市計画街路事業では、都市計画道路・吉田落合線の国道457号までの4車線化工

事で約1億6,600万円となり、前年度比で約1億円の増。

障害者自立支援給付費では、居宅介護サービスや共同生活援助などの扶助費の増などで約8億8,500万円となり、前年度比で約1億1,500万円の増。

私立保育園運営費では、認定こども園などへの給付費が国の単価改定により引き上げられたことなどから、約9億4,700万円となり、前年度比で約1億4,500万円の増となっております。

特別会計は、前年度から10億5,479万8,000円の増額。

下水道事業会計は、前年度から7,333万9,000円の増額。

水道事業会計は、前年度から949万4,000円の減額となっております。

一般会計の歳入予算を見ますと、町税は62億3,608万4,000円を計上しており、歳入構成比の42.9%を占めております。

地方交付税は7億500万円を計上しておりますが、普通交付税は不交付と見込んでおりまして、歳入構成比の4.9%となっております。

基金繰入金は、吉岡小学校改築事業の財源として学校校舎建設基金から6億7,000万円を繰り入れ、そのほか、財政調整基金から3億6,312万2,000円を、防衛施設周調整備調整交付金基金から8,920万円など、合計で11億5,087万円を計上しております。

町債は、悟溪寺橋や（仮称）下草橋などの土木債で2億9,970万円、吉岡小学校改築事業やまほろばホール長寿命化改修事業での教育債で10億7,930万円のほか、減収補填債は5億円を見込み、合計で18億7,900万円を計上しております。

次に、一般会計の主な歳出につきましては、大和町第五次総合計画に掲げた基本方針の3つの柱に沿って、重点プロジェクトを中心に説明申し上げます。

初めに、「豊かな自然を活かし人と人をつなぐ にぎわいのまちづくり」であります。

本町の基幹産業である農業につきましては、農作業の効率化を図るため、農業環境整備事業により農業用施設の改修、畦畔の修繕や田面の均平作業などの農地整備について、農家等への改修費用の支援により、農業の持続的発展や担い手の確保・育成の支援を継続します。

農業生産基盤整備事業では、吉田地区土地改良事業について、県営事業として、令和4年度の金取北地区に加え、令和5年度は沢渡地区が採択され、次に、麓地区の事業採択のため、地形図作成業務等を実施してまいります。

次に、魅力ある産業の振興であります。

企業誘致事業では、宮城県などの関係機関と強力で連携し、大和町吉岡西部土地区

画整理事業地内などへの積極的な誘致活動を展開してまいります。これは、雇用の創出や税収確保につながる持続可能なまちづくりには欠かせない重要な施策でございますので、町と企業がお互いによりよい関係を築けるよう柔軟に対応し、共に成長できるよう進めてまいります。

割増商品券発行事業では、5,000円の2割増し商品券を前年度から2,000セット増やして8,000セットにして、町民の生活支援と地元商店街の活性化を図ります。

次に、戦略的な観光地域づくりの展開であります。

七ツ森湖周辺の整備事業につきましては、本年度、四十八滝運動公園内にオートキャンプ場を整備いたしました。さらに、幼児用遊具の新設や公衆トイレ改修実施計画を実施するほか、体験型観光では、七ツ森陶芸体験館の電気窯及びガス窯の更新や、隣接するバンガロー棟の改修工事、電動レンタサイクル「サブチャリ」2台の増設などを行い、大和町の観光資源を町内外に広くPRしてまいります。

縁結び応援事業では、婚活イベントを2回開催して、町民及び町内在勤者に出会いの場を提供するとともに、仲人ボランティアの養成研修会等を開催するほか、「縁結び応援団」を組織して、若い世代の人口増加を図ってまいります。

次に、安定した雇用環境の促進であります。

雇用機会掘り起し事業では、町内企業が人材確保に苦慮する状況もありますことから、黒川高等学校を会場に地元企業説明会を実施し、各企業の業務内容や雰囲気を感じ取っていただくマッチング支援を実施します。また、町内在住の中学生、高校生を対象にしたオープンファクトリーでは、町内企業の工場見学会やものづくり体験などを通じて地元企業への理解や興味を深めるなど、将来の就業先となる取組を実施いたします。

次に、豊かな自然と共に暮らすまちづくりの推進であります。

環境教育の充実では、教育副読本「わたしたちの大和町」を小学3年生に贈呈し、国恩記などを含む本町の歴史や成り立ちなどを紹介し、豊かな学びや郷土愛を育む取組を行います。

南川ダムと泉ヶ岳を結ぶ県営林道整備事業による「七ツ森湖～泉ヶ岳線」新設事業は、林道高倉線から仙台市のスプリングバレースキー場付近までの全長9.5キロに及び工事が進捗しております。本町と仙台市の森林整備による林業振興のほか、豊かな自然を周遊する観光道路としての役割も期待されておりますので、今後も積極的な協力と支援を行ってまいります。

次に、快適な生活環境の維持・向上であります。

環境美化推進事業では、クリーンステーションの整備や「環境美化行動の日」として春と秋に地域一斉清掃活動を行い、地域住民の皆様との連携・協働による住環境向上の取組を実施します。

資源回収奨励事業では、各地区などの団体による資源ごみ回収に対して奨励金を交付し、地域ボランティア活動の活性化とリサイクルを推進し、ごみの減量化対策を図ってまいります。

次に、「一人ひとりが健やかに育ち 暮らせるまちづくり」であります。

初めに、地域共生社会の実現であります。

地域福祉活動活性化事業では、本町に暮らす高齢者、障害者などが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会などと一体になり、地域の支え合いや協働活動を通じ、「となりぐみ活き生きサロン」などの活動や見守り訪問活動などを実施します。

次に、切れ目のない子育て支援の充実であります。

国では少子化対策を喫緊の課題として、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行い、また、本年4月にはこども家庭庁を創設し、出産一時金の拡充を実施することとしております。

本町でも少子化は顕在化しており、その対応として、保護者の所得制限がなく、18歳までの通院・入院費を全額助成する「あんしん子育て医療費助成事業」、第3子以降の出生時に10万円と、小中学校入学時に5万円の祝い金を贈呈する「第3子以降育児支援事業」などを継続して実施するほか、本年2月から新規事業として実施しています「たいわ あんしん出産・子育て応援ギフト事業」を引き続き実施することとし、国の支援と併せて町独自に10万円を上乗せ交付いたします。

令和5年度からは、さらなる支援として学校給食費完全無償化を実施し、保護者の負担軽減に取り組み、安心して出産・子育てができるまち、ひいては他市町村からの移住定住の地として魅力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、生きがいつくりと高齢者支援の充実であります。

高齢者福祉事業では、要介護高齢者や独り暮らしの高齢者の方々が自立した生活を送ることができるよう、配食、寝具乾燥消毒及び介護用品購入費助成などのサービスを提供し、いつまでも安心して暮らし続けられる事業を実施してまいります。

敬老事業では、地域主体型の敬老会の開催を支援するほか、敬老祝金事業を継続実施し、80歳以上の高齢者の皆様には毎年5,000円の敬老祝金を贈呈するほか、100歳の誕生日を迎えられた方には最大50万円の特別敬老祝金を贈呈し、敬意を表するとともに、ますますのご長寿を祈念するものであります。

次に、誰もが自分らしく生き、共生するまちづくりの推進であります。

安心して医療サービスが受けられる更生医療給付及び障がい児を療育する若年世帯の負担軽減を図る育成医療、また、補装具費や障害福祉サービス・障がい児通所サービスを引き続き実施し、対象者がより快適な生活を送れるようしっかりと支援を行ってまいります。

また、障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の次期計画策定を行います。

次に、健やかな暮らしづくりの推進であります。

母子保健事業では、就学先の決定等の保護者の不安解消に努めるため、新たに5歳児発達相談を開始し、事業の充実を図ります。

健康推進事業では、健康たいわ21プランに基づくサブロー健康塾などの開催や、がん検診などの各種検診の実施により、町民の健康寿命延伸や健康意識、健康に関する生活の質の向上を図ります。

また、健康たいわ21プラン第3次計画の策定作業に着手し、健康増進計画、食育推進計画、自死予防対策プランを合わせた新たな計画策定を進めてまいります。

次に、確かな学力と豊かな心の育成であります。

大和町の将来を担う子供たちの学力向上と豊かな心の育成を図るため、多様な学習の提供、学校教育支援を実施してまいります。

志まなび塾については、志を高めたいという意欲を持つ中学1年生を募集し、本町の歴史や文化、トヨタ自動車関連企業の視察研修を実施し、より豊かな人間性と、より高い志を育む支援を行います。

土曜学習「まほろば塾」では、公益社団法人全国学習協会から講師を招き、中学3年生を対象に高校受験対策のための支援を行ってまいります。

次に、一人一人の人生を豊かにする生涯を通じた学習であります。

「遊び場どうじょ！」事業では、各地域の教育施設などを会場に、子供と保護者、さらには地域の皆様が一緒になって、火おこし体験やたこ揚げ、段ボール滑りなど、自由な発想で遊べるイベントを実施し、触れ合いを通じて地域の絆を深める事業を展開してまいります。

公民館運営事業では、学習を通じて町民の交流を深める事業として、コーヒーの入れ方講座や木工DIY講座などを開催するほか、青少年教育事業では、保護者と子供が本町の自然に触れ合う機会として、星を見る会や吉田沢渡・蛍の里鑑賞会などを実施し、青少年の健全育成を図ってまいります。

次に、「みんなでつくる安全に住み続けられるまちづくり」であります。

初めに、特性を生かした地域づくりの推進であります。

大和町吉岡西部土地区画整理事業では、関連する都市計画道路、吉田落合線の4車線化工事を実施するほか、県が施工する都市計画道路、北四番丁大衡線事業に全面協力し、一日も早い事業の完了と、町内立地関連企業及びサプライヤー企業等の誘致を進め、職住近接の充実による、輝き続けるまちづくりに全力で邁進してまいります。

また、関連する吉岡西部土地区画整理事業特別会計では、令和5年度予算を約10億8,200万円（前年度比約8億7,600万円増）計上し、宅地造成工事に着手し、早期の完成を目指してまいります。

子育て世帯等移住・定住応援事業では、宮床・吉田・鶴巣・落合地区への移住定住について、三世帯同居応援事業補助金と合わせ最大180万円の補助金を交付し、住宅取得やリフォーム費用を支援することにより地域活力や維持を図るほか、選んでもらえる定住のまちづくりを行います。

次に、快適で便利に暮らせる住環境の整備であります。

高等学校等通学応援事業では、仙台市等へ通学する高校生を対象に定期券購入の助成を行い、子育て世帯の家計の負担軽減を図ってまいります。

高齢者外出支援事業では、75歳以上の方や65歳以上の運転免許自主返納者の方への支援としてタクシー利用の一部助成を実施してきましたが、令和5年度からは、仙台市交通局が発行するICカード乗車券*i c s c a*を用意して、対象者の皆様に選択していただくよう対応してまいります。

上下水道の整備では、大和町吉岡西部土地区画整理事業の事業区域及び関連する区域の施設を整備し、安全な上水道の安定供給の推進を図るとともに、汚水排水を円滑に排除することにより、住民生活や産業活動及び公衆衛生の向上を推進してまいります。

次に、災害に強く安全なまちづくりの推進であります。

国と県が実施する「吉田川床上浸水対策特別緊急事業」であります。昨年11月に竹林遊水地が完成したほか、令和5年度内に、吉田川河道掘削・築堤工事が完成する予定となっております。また、大衡村内で施工中の善川遊水地につきましても、本年3月には概成となり、令和5年度内に完成する予定となっております。町といたしましても、一日も早い事業完了を後押しできるよう、地元調整など全面的に協力してまいります。

消防施設整備事業では、無蓋の防火水槽の土砂撤去などによる適正な維持管理を実

施してまいります。また、水防対策として、老朽化した大平水防倉庫の移転・新築を実施してまいります。

田んぼダム推進事業では、近年増加傾向にある豪雨等の対策として、水田の雨水貯水機能を活用し、落水口を小さくするロー型堰板、畦畔の補強及び落水口改修の補助金を用意して、流域治水対策に寄与してまいります。

次に、安心な日常生活を守る環境の整備についてであります。

防犯対策推進事業では、いまだ全国的に発生している電話特殊詐欺から町民を守るための支援として、特殊詐欺対策電話機等購入補助金による支援を行います。また、町防犯協会などと連携した防犯パトロールや、防犯抑止のための防犯カメラの設置のほか、犯罪被害者への支援を行ってまいります。

消費者行政推進事業では、消費者相談員による窓口の開設や、消費者被害防止のための出前講座などを開催いたします。

次に、町民参画とパートナーシップによるまちづくりの推進であります。

まちづくり人材の育成事業では、町民からの活発な意見や対話を通じて、より輝き続けるまちづくりを推進することが重要であると考えておりますので、令和5年度も町民参画によるまちづくりを進めてまいります。

最後に、健全な財政に支えられた、信頼される財政運営であります。

公共施設の適正管理では、工事関係としてさきに申し上げましたが、吉岡小学校改築事業では、プレハブ仮設校舎が完成したところでございます。また、本定例会議におきまして、既存校舎等解体工事請負契約の議案を上程しておりますので、ご可決賜るようよろしく願いいたします。校舎等建設工事につきましては、既存校舎等の解体工事後、速やかに着手できるよう関係機関と事業調整を図り、令和7年2月の完成を目指して、新校舎から卒業生の門出をお祝いしたいと考えております。

まほろばホール長寿命化改修工事では、令和5年12月頃から令和6年6月頃まで大ホールのみを閉館し、大ホール天井改修などを実施いたします。なお、閉館中の成人式につきましては、通常どおり開催できるよう対応してまいります。

このほか、悟溪寺橋橋梁修繕工事などを継続実施することとし、また、長寿命化実施設計業務では、総合体育館、ひだまりの丘、もみじヶ丘児童館、落合ふるさとセンターなどを対象に実施してまいります。

評価替えに向けた固定資産評価支援業務では、土地評価の見直しや基礎資料の更新業務を行い、土地家屋の現況図の異動修正などにより、正確な課税業務に取り組みます。

今後も職員が一丸となり、知恵と工夫により自主財源の確保に努めてまいります。

以上、令和5年度予算案の主な事業を述べさせていただきました。

このほか、本会議におきましては条例制定及び改正、令和4年度補正予算及び工事請負契約などのほか、追加提案議案といたしまして令和5年度一般会計補正予算並びに人事案件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

結びに、新型コロナウイルス感染症は約3年の対応が続いておりましたが、国は感染症法の位置づけを現在の2類相当から5類に引き下げる方針が示され、大きな節目を迎えることとなり、新しい時代がそこまで来ているように感じております。今後も町民や企業の皆様との協働により、輝き続けるまちづくりの実現に向けて、全力で取り組んでまいり所存であります。

改めまして、議員各位並びに町民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、予算案をはじめとする諸議案につきまして、慎重なるご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、令和5年度の施政方針といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、施政方針の表明を終わります。

暫時休憩します。再開は午前10時55分とします。

午前10時43分 休 憩

午前10時55分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議長からお許しをいただきましたので、発言をさせていただきたいと思っております。

ただいまの施政方針の中で、ちょっと文章的になかなかつじつまの合わないといひますか、部分がございましたので、訂正をさせていただきたいと思ひます。

15ページの上から2行目になります。

防犯パトロールや防犯抑止のための防犯カメラ設置となっておりますが、防犯の抑

止ということではなくて、犯罪の抑止のための防犯カメラの設置ということで、恐れ入りますがご訂正をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 日程第 3 「議案第 3 号 大和町個人情報保護法施行条例」
- 日程第 4 「議案第 4 号 大和町個人情報保護審査会条例」
- 日程第 5 「議案第 5 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 6 号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 7 号 大和町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 8 号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 9 号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 10 「議案第 10 号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
- 日程第 11 「議案第 11 号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
- 日程第 12 「議案第 12 号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
- 日程第 13 「議案第 13 号 大和町四十八滝運動公園の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 14 「議案第 14 号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例」
- 日程第 15 「議案第 15 号 大和町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例」
- 日程第 16 「議案第 16 号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例」
- 日程第 17 「議案第 17 号 令和 4 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 18 「議案第 18 号 令和 4 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 19 「議案第 19 号 令和 4 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

- 日程第20「議案第20号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第21「議案第21号 令和4年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第22「議案第22号 令和4年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第23「議案第23号 令和4年度大和町奨学事業特別会計補正予算」
- 日程第24「議案第24号 令和4年度大和町後期高齢社医療特別会計補正予算」
- 日程第25「議案第25号 令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算」
- 日程第26「議案第26号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算」
- 日程第27「議案第27号 令和4年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第28「議案第28号 令和4年度道路改良工事（町道舞野下草線）請負契約について」
- 日程第29「議案第29号 令和4～5年度大和町立吉岡小学校既存校舎等解体工事請負契約について」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第3号 大和町個人情報保護法施行条例から日程第29、議案第29号 令和4年～5年度大和町立吉岡小学校既存校舎等解体工事請負契約についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、よろしくお願ひいたします。

議案書1ページをお願いします。

議案第3号 大和町個人情報保護法施行条例でございます。

個人情報の保護につきましては、これまで各地方公共団体で条例を制定してまいりましたが、その規定の仕方、運用の相違により、施策上の不均衡・不整合が生じておりました。国では2000個問題と言われ、2000通りの解釈権があると言われております。これを踏まえ、法律で個人情報とデータ流通の両立に必要な、全国的な共通ルールを

設定し、法の的確な運用の保護のためのガイドラインなどの策定、法の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を許容する法改正が示され、令和3年5月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、個人情報の保護に関する法律が改正されたところでございます。これに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度は令和5年4月1日から法の適用を受けることとなり、これまでの大和町個人情報保護条例を廃止し、新たな法の施行に必要な事項を定める個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。現在の個人情報保護条例は平成17年に制定し、全45条で構成されておりますが、新条例は、基本的な部分は法に基づくこととされておりますことから、全10条での構成となるものでございます。

それでは、初めに、第1条では趣旨といたしまして、この条例は、法の施行に関し必要な事項を定めることを規定しております。

第2条は、この条例における定義を規定しており、第1項では「実施機関」を、第2項では、実施機関のほか、用語につきまして、法律施行令の例によるといたしております。

第3条は、開示請求に係る手数料を定めるもので、法第89条第2項では、できるだけ利用しやすい手数料とすることを規定しており、本条例では無料といたすものでございます。第2項は、開示請求に係る文書の写しの交付を受ける者は、その作成・送料の負担をしなければいけないことを規定しております。

第4条は、開示決定の期限を規定し、第1項ではその期限を14日以内、ただし書では、請求に不備があり請求者に補正を求める際は、その日数を含めないことといたしております。第2項は、事務処理上、正当な理由がある場合、開示を14日以内で延長することができる規定となっております。

第5条では、開示決定期限の特例を定めており、第4条で延長を含め28日以内としておりますが、事務遂行上、著しい支障が生じる場合は、相当の部分は期限内に、それ以外は相当の期限内に開示すれば足りることといたしております。

2ページをお願いします。

第6条では、訂正請求に係る決定等を定めるもので、第4条の開示決定と同様、14日以内、延長も14日以内としております。

第7条は、利用兼利用停止請求に係る決定等であり、こちらも第4条の開示決定と同様、14日以内、延長も14日以内としております。

第8条は、審査会への諮問を規定しており、個人情報の適正な取扱いの確保のため、専門的な執権に基づく意見聴取が特に必要な場合、次の議案第4号によります大和町

個人情報審査会条例で規定します個人情報審査会に諮問することができることとして
おります。

第9条は、運用状況の公表を規定し、毎年公表することとしております。

3ページをお願いします。

第10条は、委任規定を定めております。

次に、附則といたしまして、附則第1条では、施行期日を、デジタル社会の形成を
図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行するものでございます。
こちらは令和5年4月1日を予定されていると伺っております。

第2条では、従前の大和町個人情報保護条例を廃止する規定でございます。

第3条は、大和町情報公開条例の一部改正でございまして、本則の第2条で実施機
関の定義を規定しておりますが、情報公開条例の定義も同様のものに改正するもので
ございます。

経過措置といたしまして、第4条では、旧条例で規定する個人情報等の内容、取扱
い、罰則等に関するもので、旧条例が廃止となっても、なお従前のおりとするもの
でございます。なお、この罰則に係る規定につきましては、事前に仙台地方検察庁と
の協議を行い、確認されているものでございます。

4ページをお願いします。

一番最後、第5条は、旧条例が廃止になり、その効力を失う前にした違反行為の処
罰については、なお従前のおりとしたすものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

議案第4号 大和町個人情報保護審査会条例でございます。

個人情報保護審査会におきましては、現行の大和町個人情報保護条例の中の第3章
で規定しており、全5条での構成となっております。本条例の個人情報に関する法律
の一部改正により、現行の大和町個人情報保護条例に規定する審査会の体制及び運用
を継続するため、独立した個人情報保護審査会条例を制定し、設置等に関する規定の
ほか、個人情報の取扱い等についての諮問を受けた場合の審査会の権限を明文化する
ために制定するものでございます。

初めに、第1条は、この条例の制定の趣旨を定めております。

第2条では、用語の定義を規定しており、諮問庁に関しては、大和町個人情報保護
法施行条例第2条で規定する実施機関のほか、大和町議会の個人情報の保護に関する
条例における議会をいうもの、そして、保有個人情報及び町議会個人情報保護条例で

規定する情報をいうものでございます。

第3条の設置から6ページの第7条の会議までは、現行の大和町個人情報保護条例に規定する審査会と同様の規定となります。

今回、単独で審査会条例を制定するに当たり、標準的な条例を参考にし、審査会の権限等についても規定しております。

第8条では、調査権限として、諮問庁に対して保有個人情報の提示を求めるなどの権限を規定しております。

第9条では、委員による調査手続を定めており、指名する委員による諮問庁の保有個人情報の閲覧を可能としております。

第10条は、審査会の調査により、審査請求人等から提出資料を第三者の利益を害さないと認めるときは、審査請求人等以外の者に送付することができることを規定しております。

7ページをお願いします。

第11条は、意見の陳述といたしまして、審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければいけないことといたしております。

第12条、意見書等の提出は、審査請求人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができることとし、審査会が提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならないものでございます。

第13条、提出資料の閲覧では、審査請求人等は、審査会に対し、提出された意見書、資料の閲覧またはそれらの写しの交付を求めることを可能といたしております。

第14条、調査審議の会議の非公開では、調査審議を行う審査会の会議は非公開とし、第15条、答申書の公表等におきましては、審査会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表することといたしております。

8ページをお願いします。

第16条は規則への委任規定、第17条、罰則におきましては、第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することを規定しております。

次に、附則といたしまして、第1項では施行期日を、個人情報保護法施行条例と同じく、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、第2項は、旧条例で規定する個人情報審査会の委員であった者につきましては、本条例の施行の日に委嘱を受けたものとみなすものでござい

ます。

第3項から第5項までは、旧条例で規定する旧審査会の委員に係る守秘義務、諮問がされた調査審議、罰則の適用について、条例施行後もなお従前のおりとするものでございます。

第6項は、第3項の、なお従前のおりとした守秘義務に違反した者につきまして、罰則を規定するものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、9ページをお願いします。

議案第5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。

地方公務員法の一部改正により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底と、人事評価結果を任用その他人事管理の基礎として活用することが規定されたことを踏まえまして、分限に関する手続及び効果に関する条例中に関係規定を整備するものでございます。また、あわせて、地方公務員の定年引上げに係る規定を整備いたすものでございます。

初めに、題名につきましては、大和町のほかの条例と同様に、件名の前に大和町を加える改正を行うものでございます。

次に、第1条は、法改正による、引用する部分の改正と文言の整理を行うものでございます。

第2条は、降給に関する規定の整備として追加するものでございます。

法第15条の2におきまして、降任に関する定義が規定されたことを踏まえまして、従来、降任に該当すると解されてきました降任を伴わない降格及び降号、これは同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいいます。降号を降給することと規定するものでございます。

第3条の降格の事由、10ページの第4条降号の事由に関する規定の降号につきましても、規定の整備として追加するものでございます。

地方公務員法第28条におきまして、勤務実績がよくない場合の判断につきまして、人事評価及び勤務の状況を示す事実を照らして行うことが明確化されたことに伴い、これを踏まえ、人事評価の結果に講じた措置として実施する、降格・降号の要件に関することを規定しております。

次に、改正前の第2条以降につきましては、先ほど説明いたしました3条を加えることによりまして、それぞれ条を繰り下げ、あわせて、文言、引用の整理を行うもの

でございます。

11ページをお願いします。

改正前の第4条を第7条といたしまして、より明文化するために2つの項での規定といたすものでございます。

改正前の第5条を第8条とし、規則への委任規定となりますことから、見出しを単に委任と改正するものでございます。

次に、附則の改正でございます。

制定時の附則を第1項とし、定年引上げ後の60歳を超える職員の給料月額に関係した経過措置として、2つの項を追加するものでございます。

第2項の規定は、当分の間、給料月額に100分の70を乗じて得た額とする措置につきまして、職員の給与等に関する条例附則第8項に規定する、降給と位置づけるものとして、第3項では、改正後の第5条第2項に規定する処分説明書の交付義務から除くことを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。第2項、休職期間の通算に関する経過措置、そして施行日前の行為に関する経過措置も併せて規定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

それでは、議案書13ページをお願いいたします。

議案第6号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

表右側が改正前、表左側が改正後となるものでございます。

土地区画整理法第65条及び大和町吉岡西部土地区画整理事業の施行に関する条例第23条に規定しております評価員につきまして、表中の大和町吉岡西部土地区画整理審議会の下段に大和町吉岡西部土地区画整理評価員の項を追加いたしまして、報酬額、日額6,100円とするものでございます。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、14ページをお願いいたします。

議案第7号 大和町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちら、地方公務員の定年引上げを図るための地方公務員法の一部改正に伴いまして条文の改廃が行われましたことから、引用している条文の改正を行うものでございます。

現行の再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制に改められましたことから、これに関する規定を引用することとなりますことにより、条例中、引用している地方公務員法の条文を改正いたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

では、続きまして、議案書15ページをお願いいたします。

議案第8号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するもので、今回の改正につきましては、デマンドタクシー運行におきまして、宮床地区の利用者の利便性向上を図るため、同地区内の病院、商業施設や公共施設等が立地します、もみじヶ丘、杜の丘地区内に指定場所を新設いたしまして、宮床地区から2方向への運行を行うよう改正を行うものでございます。

改正後、改正前の比較表をご覧いただきたいと存じます。

別表1、第2号デマンドタクシーの宮床地区の運行範囲で、「吉岡地区の」を「吉岡地区及び宮床地区の」に改めるものでございます。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、議案書16ページをお開きください。

議案第9号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、令和5年2月1日に、出産育児一時金の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されました。今回の国の改正は、出産費用の平均額の推計等を勘案し、出産育児一時金を、現在の40万8,000円を、48万8,000円に引き上げることとなったものであります。これにより、産科医療補償制度加算額1万2,000円を加えると、支給額を50万円とするものであります。

しかし、宮城県におきましては、事務の標準化の観点から、産科医療補償制度対象の分娩か否かを勘案せず、一律50万円を支給する方針を示されました。これを受けまして、町条例も一時金の額を50万円とし、加算額のただし書部分を削除し、改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日は令和5年4月1日からとし、施行日前に出産した場合は、従前の例によるものとするものであります。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。

議案第10号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正につきましては、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布、施行されたため、省令・布令の改正に併せて町の条例を改正するものです。

改正理由でございます。

これまで、民法第822条に親権者の懲戒権が規定されていましたが、これが児童虐待を正当化する口実に利用されているとのことから削除され、親権者が行う監護及び教育において、この人格を尊重する義務が新たに定められました。また、児童福祉法により、保育所等の児童福祉施設も、監護・懲戒に関して、入所・受託している児童の福祉のため、体罰を除いて必要な措置を取ることができるとされておりましたが、民法同様に、この人格を尊重する義務を定めるよう改正されました。そして、保育所や認定こども園を運営する際の、国の基準である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準では、児童福祉法で定める監護・懲戒について、身体的苦痛や人格を辱める等、その権限を濫用してはならないと規定されておりましたが、今回の法律改正により、体罰に加えて、人格を否定するような心理的虐待、ネグレクト等も含めて明確に禁止する規定が定められたことから、運営基準から该内容が削除されるものであり、準じて定めることとされている町の条例につきましても削除するものです。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案書18ページをお願いいたします。

議案第11号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布されたため、省令の改正に併せて町の条例を改正するものです。

改正の趣旨でございます。

第7条の2に関しましては、令和4年9月に静岡県認定こども園で発生した、送迎用バスに園児が置き去りにされ亡くなった事案を受け、安全管理の徹底に係る規定を加えるよう改正するものです。幼稚園や認定こども園については、学校保健安全法

により安全計画の策定が常に義務づけられているものの、保育施設については、保育所保育指針で一定の計画策定が義務づけられているにとどまっており、運営基準として明確に定めるよう規定を設けるものです。

なお、今回改正するのは、町で認可を行う家庭的保育事業等についてであり、保育所や認定こども園につきましては、認可権者が都道府県となっていることから宮城県で条例改正を行うものとなっております。

18ページから19ページをお願いいたします。

第7条の3に関しましては、前条に続き、園児のバスへの置き去りを受け、家庭的保育事業でも、自動車を用いて事業所外での活動を行う際などに利用児童の所在確認を義務づけ、未就学児であることから、その自動車にブザー等の安全装置の設置を義務づけるものです。

第10条につきましては、家庭的保育事業にはほかの社会福祉施設を併設するとき、例えば、小規模保育事業所に併設して障害児が通う児童発達支援事業所が併設されている場合に、これまでの規定では、それぞれの事業所に通う児童を保育するのに必要な保育士や面積を確保していても、一緒に保育することが認められないこととされていたため、保育に支障がない場合に、設備及び職員の一部を兼ねることができるよう改正するものです。

第13条の懲戒に関する規定については、議案第10号で説明したとおりでございます。20ページをお願いいたします。

第14条に関しましては、感染症及び食中毒の予防等について努力義務が課されておりましたが、講ずるべき措置の具体的な規定がなかったため、改正するものでございます。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、附則の第2条で、本文第7条の3に規定されたブザー等の装置を備えることが困難である場合に、令和6年3月31日までの間、代替的措置を認める経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

議案第12号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたため、省令の改正に併せて町の条例を改正するもので

す。

改正の趣旨でございます。

第6条の2、3に関しましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と同様に、安全計画の策定、自動車運行の際の所在確認を義務化するものでございます。

22ページをお願いいたします。

第12条の2に関しましては、子供の生命及び安全等を支える必要不可欠な施設であることから、感染症、自然災害発生時であっても業務の継続を行えるよう、継続計画の策定を努力義務として定めるものでございます。

第13条に関しましては、家庭的保育事業と同様に、感染症または食中毒の予防等について努力義務が課されておりましたが、具体的に講ずるべき措置の規定がなかったため、改正をするものです。

23ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、2条で、安全計画の策定について、令和6年3月31日までの経過措置を設けるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

それでは議案書24ページ、あわせて、議案第13号説明資料をお願いいたします。

大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正につきましては、同公園内に設置いたしますオートキャンプ場の整備に伴う所要の改正と併せまして、現行の管理業務の整合性を持たせるため、関係の文言を改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案第13号説明資料をお願いいたします。

1ページをお開き願います。

四十八滝運動公園オートキャンプ場利用について、概要を説明させていただきます。

オートキャンプ場の通称は、星空サブローPARKとしております。

1、施設利用案内でございますが、キャンプ場の場所は四十八滝運動公園内運動広場、貸出しの受付場所につきましては南川ダム資料館とし、あわせて、指定管理者である大和町地域振興公社に業務を委託し、また、バンガローなどと同様に、12月1日から3月31日まで休業としております。

2、利用料金でございますが、宿泊及びデイキャンプに区分、利用料金を設定し、それぞれ1区画ごとの利用料金につきましては、県内の類似するキャンプ場を参考に算出しております。

3番目としまして、利用対象者につきまして定めたものでございます。

4、キャンプ場設備等ではありますが、区画は10区画あり、設備につきましては現状の設備を記載しております。

5、キャンプ場利用上のルール・注意事項につきまして、1区画当たり最大6名までとするほか、記載のルール等を定めたもの。

6、禁止行為について、キャンプ場内での火気の使用は可能としておりますが、直火や花火は禁止としております。そのほか、他の利用者に迷惑となる行為の禁止や、自然に配慮した内容となっております。

最後になりますが、3から6の項目については、今後の利用者のご意見等を踏まえ、利便性や安全性を考慮し、指定管理者である地域振興公社とも協議を行いながら、改善の必要がある場合は見直しを図ってまいりたいと考えております。

2ページをお願いいたします。

四十八滝運動公園全体の見取図となっており、赤い線で囲われたところがオートキャンプ場エリアとなります。

議案書24ページにお戻り願います。

先ほど説明した内容を踏まえ、四十八滝運動公園に施設の区分を設け、禁止事項にオートキャンプ場内への車両の乗り入れ、火器の使用を可とするもの、また、有料となる施設に利用時間及び利用料金を定める内容となっております。

それでは、改正の内容でございます。

第2条につきましては、名称の欄、四十八滝運動公園の次に、（1）テニスコート、（2）オートキャンプ場、（3）上記以外の文言を追加し、第3条につきましては、第8項に「ただし、駐車場及びオートキャンプ場は除く。」、第9項に「ただし、オートキャンプ場は除く。」の文言を追加するもの。

第8条につきましては、文中の、改正前の「より」を「から」に改め、供用時間は改正前の「午前8時30分から午後5時15分までとする。」を「各施設ごとの供用時間

については、別表第1のとおりとする。」に改めるものでございます。別表第1につきましては、第6条の次に「及び第8条」を追加するもの。

表中でございます。施設名区分の欄のテニスコートの前に「(1)」を追加し、25ページをお願いいたします、時間の欄の、平日及び土日祝日のそれぞれの区分の欄に「午前8時30分から午後5時の内」を、施設名区分の欄に「(2) オートキャンプ場」「宿泊」を追加し、時間の欄に「午後3時から翌日の午前10時まで」、使用料の額の欄に「3,000円」を追加、同じく「デイキャンプ」を追加し、時間の欄に「午前10時から午後3時までの内3時間」を、使用料の額の欄に「1,000円」を追加するもの、同じく時間の欄に「3時間を超える場合30分毎」、使用料の額の欄に「500円加算」を追加するもの、施設名の欄に「(3) 上記以外」を、使用料の額の欄に「無料」の文言を追加するもの。改正前の施設名の欄の「運動広場」「ゲートボール」「テニスコート」を削除し、同じく使用料の額の欄の「無料」を削除するものでございます。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

それでは、議案書26ページをお願いいたします。

議案第14号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町営住宅管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正前、改正後の表をお願いいたします。

別表(第3条関係)でございます。

1、町営住宅につきまして、団地内の全住民の皆様が移転等になりましたことから、木造住宅の解体が終了し更地となりました、表中、上から、下小路住宅、山ノ神住宅、橋本住宅につきまして、町営住宅団地から除くものとしたしまして、名称、位置の記載を削除するものでございます。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書27ページをお願いいたします。

議案第15号 大和町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町空家等対策協議会設置条例の一部を次のように改正するものでございます。改正前、改正後の表をお願いいたします。

第8条、「協議会の庶務は、都市建設課において処理する。」を、4月から空き家事務が町民生活課となりますことから、「協議会の庶務は、町民生活課において処理する。」に改正するものでございます。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、議案書28ページをお願いいたします。

議案第16号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町体育施設条例の一部を次のように改正いたすものでございます。

改正の内容につきましては、体育センター及び武道館につきまして、町民の皆様へ施設をより多くの時間ご利用いただけるよう、午前の利用時間を12時30分までに見直すものでございます。

改正前、改正後の表をご覧ください。

改正後におきまして、体育センター、武道館の利用区分、使用料を定めております別表2中、午前の利用時間「9時～12時」までのところを「9時～12時30分」に改めるものでございます。なお、町内の施設では、午前は13時までとしている施設もありますが、駐車場に限りがあり、利用者の入替え時間を考慮し12時30分までとするもので、午前と夜間の間も同様に30分の入替え時間を取っておりますので、同様な形になるものでございます。また、利用時間が30分延びることによります使用料につきましては、従前より午前3時間、午後4時間で、午前、午後を同額といたしておりますので、今回、使用料につきましてはそのままといたしております。

附則といたしまして、第1項施行期日につきましては、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとし、第2項経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前に改正前の大和町体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為、

(体育センター及び武道館に係るものに限る)は、それぞれ改正後の大和町体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなすとし、4月前に申込みいただいた4月分以降の利用につきましても、同様の利用時間として取り扱うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、議案書の29ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第11号)につきましてもお手元にご準備をお願いいたします。

議案第17号 令和4年度大和町一般会計補正予算(第11号)でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ5億9,184万8,000円を減額いたしまして、予算の総額を139億6,965万1,000円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条、繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費により設定するものであります。

第3条、債務負担行為の補正は追加でありまして、第3表債務負担行為補正によるものであります。

第4条、地方債の補正は変更でありまして、第4表地方債補正によるものであります。

それでは、議案書の33ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正は追加でございます。失礼いたしました。すみません、続けます。こちらには11件の事項がございます。本年3月中に発注行為を行い、4月早々の業務を行うため、債務……すみません、失礼いたしました。33ページでございます。申し訳ございません。

第2表繰越明許費でございます。令和5年度へ繰越しして執行のある見込みのある事業につきまして、記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。

初めに、3款1項保健福祉総合センター改修は1億992万6,000円です。

5 款 1 項農業水利施設整備は37万5,000円。2 項森林経営管理制度意向調査等は214万5,000円。

7 款 2 項道路維持管理は、吉岡吉田線の舗装修繕で1,447万2,000円。同じく道路改良は、吉田落合線の分筆登記や悟溪寺橋の補修工事、舞野下草線関連工事等で3億7,394万7,000円。河川改良は、窪川の土砂撤去工事で413万円。4 項都市計画及び市街地整備は、大和町吉岡西部土地区画整理事業地内の地区計画及び用途地域変更業務で645万6,000円。同じく都市公園整備は、吉岡西部土地区画整理事業の公園整備に係る公共施設管理者負担金で3,007万4,000円。同じく土地区画整理事業区域外道路等測量設計は、区画整理事業区域内の道路等測量設計業務で2,145万円。同じく都市計画街路整備は、吉田落合線道路改良工事及び用地買収で5,228万6,000円。5 項町営住宅改修は、西原第一住宅1号棟給排水等改修工事等で1,760万9,000円。

9 款 2 項吉岡小学校既存校舎解体等は1億2,238万3,000円。4 項まほろばホール長寿命化計画策定は522万5,000円。

10款につきましては4件ございまして、それぞれ令和4年7月の豪雨災害によるもので、農業用施設等災害復旧は840万円。道路橋梁災害復旧は2,491万7,000円。河川災害復旧は、山田川、湯名沢川で2,384万1,000円。都市施設災害復旧は八谷館緑地等で744万円であります。

続きまして、34ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為は追加でございます。こちらには11件の事項がございます。本年3月中に発注・調達行為を行い、4月早々の業務を行うため、債務負担行為のご承認をお願いするものでございます。期間につきましては、全て令和4年度から令和5年度までとなっております。また、限度額につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

第4表地方債補正の変更でございます。35ページは補正前でありまして、全部で15件、合計で9億1,350万円となっております。

次に、36ページをご覧ください。

こちらは補正後となっております。事業費の確定見込みまたは財源の組替え等による変更であります。

初めに、公共事業等債は、悟溪寺橋の確定や（仮称）下草橋の補助金が令和5年度になったことによる減額です。

一般事業債は、子育て支援住宅ですが、こちらは普通交付税の措置がないことから、

今年度、税収等の歳入見込額を勘案し、借入れしないこととしたものです。

緊急自然災害防止対策事業債は、町道の改修工事の測量費等で、契約額確定による減額です。

学校環境改善交付金事業債は、吉岡小学校既存校舎等解体工事につきまして、契約額及び進捗率で交付されますことから、減額するものです。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、吉田小学校LED化改修工事の確定による減額です。

公共施設等適正管理推進事業債は、総合体育館屋上屋根防水工事ですが、財源を、策を交付金に組替えしたことからゼロとするものです。

臨時財政対策債は、今年度、普通交付税が約1,300万円ほど交付されましたが、普通交付税の不足分の振替となる臨時財政対策債は該当なしとなりましたので、ゼロとするものです。

道路橋梁単独災害復旧債は、福島県沖地震及び7月豪雨によるもので、事業費確定見込みでの減額です。

補助災害復旧事業債は、福島県沖地震によるもので、事業費の確定見込みにより減額するものです。

河川単独災害復旧債は、7月豪雨による事業費の確定見込みでの減額です。

小学校施設単独災害復旧債は、福島県沖地震による復旧工事が確定したことによる減額です。

林道単独災害復旧債は、7月豪雨による災害復旧工事の確定による減額です。

農地等小災害復旧債は、7月豪雨ですが、本町は激甚災害の指定がなく、借入れできなかつたものです。

一般単独災害復旧債は、福島県沖地震により、鶴巣防災センター等の復旧が完了したことによる減額です。

社会福祉施設整備事業債は、ひだまりの丘浴室改修工事の財源を、策を交付金に組替えしたためゼロとしたものであります。

続きまして、別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

1款1項2目法人及び次の2項1目固定資産税につきましては、収入見込みによりまして、それぞれ追加及び減額するものであります。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金及び次の11款地方特例交付金につきましては、額の確定によりそれぞれ追加するものです。

12款地方交付税は、普通交付税の確定により減額するものです。

14款1項2目教育費分担金は、日本スポーツ振興センターの分担金でありまして、対象者の確定により減額するものです。

2項1目民生費負担金1節高齢者外出支援事業費は、令和5年度から実施するi c s c aの発行負担金を減額するものです。

次のページに入りまして、2節は、放課後児童クラブ延長利用料について、利用者の確定見込みにより減額するものです。

15款1項使用料につきましては、5目の土木使用料及び下段の6目教育使用料がございますが、これまでの実績及び今後の見込みによりまして、節ごとの増減はございますが、目ごとではそれぞれ減額となるものであります。

次に、2項手数料につきましては、1目総務手数料から4目土木手数料までございますが、それぞれの事業の確定または今後の見込みによりまして、節ごとの増減はございますが、目ごとではそれぞれ減額となるものであります。

16款1項1目民生費国庫負担金につきましては、1節と3節、次のページに4節がございますが、各負担金につきましては、それぞれ交付決定及び実績見込みによりまして、節ごとの増減はございますが、目内では追加となるものでございます。

5ページをお願いいたします。

2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策について、過年度分の事業費の精算により追加するものであります。3目災害復旧費国庫負担金は、福島県沖地震及び7月豪雨による道路河川等の災害復旧事業費でありまして、事業確定などにより減額するものです。

16款2項1目総務費国庫補助金1節、2節及び4節の事業実績見込みにより、増減はございますが、目内では追加となるものです。2目民生費国庫補助金2節は、子ども家庭支援に係る費用を計上するものです。3節及び8節は、対象者に5万円の給付金を支給するもので、事業費確定見込みにより減額するものです。3目衛生費国庫補助金は、妊婦健診などの事業実績見込みにより追加するものです。4目土木費国庫補助金の1節は、悟溪寺橋橋梁修繕及び舞野下草線道路改良工事などの確定見込みにより減額するもの。2節は、西原第一住宅の給排水等更新工事の確定見込みにより減額するもの。3節は、大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定業務の確定見込みにより減額するもの。5目消防費国庫補助金につきましては、事業の確定見込みにより減額するものです。6ページに入りまして、6目教育費国庫補助金の1節及び2節は、要保護及び準要保護児童生徒援助費など、実績見込みによる追加であります。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、補正額がゼロとなっておりますが、こちらはひだまりの丘浴場改修工事の契約差金を、策を道路改修事業に組替えいたしましたことから記載されたものであります。8目農林水産業費国庫補助金は、吉田地区農地整備事業に係る沢渡地区地形図策定の額が確定したことによる減額です。3項1目総務費委託金及び次の2目民生費委託金は、それぞれ事務費の確定による減額であります。

17款1項1目総務費県負担金は、移住支援事業の対象がなかったことから減額するものです。2目民生費県負担金の1節、3節及び4節は国庫負担金と同じ事業でありまして、法定負担分により交付されるもので、節ごとにそれぞれ増減がございます。6節は、令和4年3月の福島県沖地震による半壊以上の被災者支援事業の確定見込みにより減額するものです。

7ページをお願いいたします。

2目民生費補助金2節、3節は、対象者数の見込みにより減額するものです。3目衛生費県補助金は、里帰り等妊婦健診費用及び特定不妊治療の事業見込みによる追加であります。4目農林水産業費県補助金1節は、各種事業の確定及び実績見込みにより追加するものです。2節は林道橋の補修工事の確定により減額するものです。5目消費費県補助金1節、2節は、それぞれの事業費確定による減額です。6目教育費県補助金は、子どもの心のケアハウス事業の実績見込みによる減額です。8目みやぎ環境交付金は、鳥獣被害防止事業や田んぼダム構築事業の確定見込みによる減額です。3項1目総務費委託金の4節は、それぞれの事業費確定による追加であります。2目土木費委託金は、西川・樵樋管の実績見込みによる追加であります。

18款1項2目利子及び配当金につきましては、各種基金利子の見込みにより減額いたしております。8ページに入りまして、2項1目不動産売払収入は、吉田川床上浸水対策事業により法定外公共物等を県に売払いしたものです。2目物品売払収入は、消防積載車の売払収入です。

20款1項1目財産区特別会計繰入金1節は、宮床基幹集落センターのテーブル、椅子の購入額確定により減額するものです。3節は、地域の1団体が事業を実施しなかったことによる減額です。2項1目財政調整基金繰入金につきましては、3月補正の財源調整による減額です。4目ふるさと応援基金繰入金は、充当事業の確定見込みによりまして減額するものです。

22款5項2目場外車券売場交付金は、実績見込みによる減額です。続きまして、3目雑入は、それぞれの事業等で実績及び実績見込みにより増額するものです。

9ページをお願いいたします。

23款1項1目土木債から最後の6目民生債につきましては、先ほど議案書の36ページでご説明いたしました第4表地方債補正と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

歳入は以上でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、午後も引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、事項別明細書10ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。3節は、議員期末手当及び職員手当の支給確定見込みによります減額でございます。8節は、中止となりました県外視察研修、全国基地協議会理事会など、費用弁償の確定により減額するものでございます。9節は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴いまして、各種団体の総会等の案内が減少したことによりまして、今後の見込みを踏まえ減額いたすものでございます。10節は、議会広報誌等の印刷費の確定によりまして減額いたすものでございます。13節は、タブレット端末レンタル料、通信費も含まれます、の執行見込みにより減額いたすものでございます。17節は、議員控室の本棚購入確定に伴いまして、執行残額を減額いたすものでございます。

なお、以下の各款項目の2節、3節、4節の人件費関係につきましては、給料及び各手当の執行見込み、共済費の実績見込みなどにより調整するものでございますので、

説明を省略させていただきたいと存じます。

次に、2款総務費1項1目一般管理費でございます。1節につきましては、育児休業等により欠員が生じた際の代替職員の実績見込みによります減額でございます。

失礼しました、11ページをお願いします。

8節につきましては、全国町村長会議等の出張の減、職員の研修派遣等の普通旅費、外部講師の費用弁償、総合案内のパートタイム会計年度任用職員の実績見込みにより減額するものでございます。失礼しました、7節が抜けてしまいました。7節報償費につきましては、行政区長の報償金の実績見込みにより減額するものでございます。10節は、区長会議を新型コロナウイルス感染症対策の関係から飲食を伴わない形で開催としたため、減額するものでございます。12節は、職員研修の外部講師の派遣の実績見込みと、人間ドック等の職員の健康診断委託の実績見込みによる減額でございます。18節は、8節にも関連します職員研修に係る負担金の減額と、黒川地域行政事務組合管理運営費の確定に伴います増額及び区長会への補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で計画しておりました事業が見送りとなり、繰越金も多いことから、今年度は、補助は行わないこととしたことによります減額でございます。続きまして、2目文書広報費でございます。3節は、みやぎふるさとCM大賞への応募作品作成に係る時間外勤務手当の確定による減額となります。7節は、広報記事作成謝礼の未執行額を減額するもの。8節は、東京で開催される広報セミナー不参加によります減額。10節は、広報たいわに関する印刷製本費の実績見込みによる減額でございます。

12ページをお願いします。

13節はみやぎふるさとCM大賞収録時の駐車場代、18節は日本広報協会会費の、それぞれ確定によります減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、3目財産管理費でございます。1節につきましては、入札共同受付によるパートタイム会計年度任用職員を雇用するものでございます。12節につきましては、公会計システム保守業務の確定により減額するものです。24節、財政調整基金への利子積立金を減額するものです。

続きまして、5目財産管理費につきましては、吉岡コミセン、吉田コミセンほか、全7施設などへの管理費につきまして、実績見込みにより増額または減額するものがあります。初めに、10節光熱水費は、南部コミュニティセンターの電気料が不足する見込みでありますことから、122万6,000円の追加をお願いするものです。修繕費は、庁舎の蓄熱水槽洗浄業務を予定しておりましたが、庁舎内の配管点検等と同時に確認する必要があることから減額するほか、各コミュニティセンターの事業実績により減額するものです。11節は、自動車損害保険料の確定による減額です。12節の業務委託は、蓄熱槽洗浄業務を令和5年度に実施することとして減額するほか、マイクロバス運行業務の実績見込みや、普通財産の除草業務の確定により減額するものです。施設・備品管理費は、庁舎の消防設備保守点検業務の確定及び南部コミセンの除雪業務回数を想定して減額するものです。13節は、吉岡コミセンのセキュリティー装置の借上料で、契約差金及び契約月数により減額するものです。14節は、吉岡コミセンの高架水槽架台等修繕や、鶴巣防災センターの地震災害復旧工事、駐車場整備工事を実施いたしました、工事完了により減額するものです。17節備品購入費は、公用車5台を購入しましたが、その契約差金を減額するものです。26節公課費は、車検時の自動車重量税の確定により減額するものです。

財政課は以上でございます。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、6目企画費でございます。

13ページをお願いいたします。

1節につきましては、総合計画審議会委員報酬額の確定見込みによります減額でございます。3節につきましては、米軍実弾射撃移転訓練対策等に要します時間外勤務手当の実績見込みによります減額でございます。7節につきましては、地域公共交通会議委員謝礼及び指定管理者選定委員会外部委員謝礼の開催実績見込みによります減額でございます。8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償額の確定見込みのほか、にぎわい創出事業の先進地視察及び東京で開催を予定しておりました移住フェアが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして現地開催が中止され、オンライン開催となりましたことに伴います減額でございます。11節につきましても、

同様の理由によります減額でございます。10節は、事業先進地等視察時の公用車の燃料代の実績見込みによります減額のほか、町民バスの修繕代に要します増額でございます。12節は、にぎわい創出事業基本計画等策定業務の確定見込みによります減額でございます。14節は、まほろば百選標柱更新工事及びテレビ共同受信施設移設工事の完成に伴います額の確定によります減額でございます。18節負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による防衛施設周辺整備事業関連各種協議会への会費納入免除による減額。補助金につきましては、高等学校通学費助成事業費申請者の増によります確定見込み及び子育て世帯等移住・定住応援事業の相談件数状況を見込みまして増額のほか、まちづくり活動推進会につきましては、杜の丘地区の1団体に対します助成のほか、自治総合センターコミュニティ助成事業費の確定、三世代同居応援事業費及び県移住支援事業費等の実績見込みによります減額でございます。24節につきましては、特定防衛施設周辺調整交付金の子ども医療費助成事業に係ります基金積立利子でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

14ページをお願いします。

続きまして、7目電子計算費でございます。11節は、ホームページ等のネットワーク通信契約費の確定見込みによりまして減額いたすものでございます。12節は、電子機器補修費用等の確定によりましての減額。13節は、電算機器の機械借上料、ウイルス対策等のシステム利用料の、それぞれ契約額の確定による減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく8目出張所費につきましては、8節職員の普通旅費を実績見込みにより減額するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

次に、9目交通安全対策費でございます。7節につきましては、交通安全指導員の報償金確定見込みによる減額。8節は、交通安全指導員の費用弁償確定見込みによる減額。11節は、交通安全指導員の災害保険料の確定による減額。14節は、スクールゾーン路面標示に係る工事費の確定による減額でございます。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。12節は、防災行政無線同報系設備・移動系設備に係る保守点検費用の確定見込みによる減額でございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。1節及び8節につきましては、男女共同参画推進審議会の開催実績により減額をいたすものでございます。7節につきましては、男女共同参画推進研修会講師謝礼の実績により減額をいたすものでございます。

続きまして、12目消費者行政推進事業費でございます。7節は、消費生活講座講師謝礼の実績により減額をいたすものでございます。

次に、13目諸費のうち、総務課所管分でございます。

15ページをお願ひします。

7節は、中学校人権作文コンクール応募の実績、表彰関係の表彰者への記念品等の実績により減額いたすものでございます。8節は、表彰式の際の受賞者物品、式典用の看板、生花、茶菓子等の購入実績により減額いたすものでございます。10節のうち、消耗品費、食糧費、印刷製本費の6万2,000円の減額につきましては、表彰式の際の受賞者物品、失礼しました、8節に（「10節」の声あり）10節、消耗品等の購入実績による減額でございます。11節は、表彰式案内のはがき代の購入実績、全国町村会総

合賠償保険の額の確定による減額でございます。12節は、婚活イベント企画の業務委託費の確定によりましての減額。13節は、婚活イベント時の会場使用料、バス借上料、高速料金の減額でございます。14節のうち、59万4,000円の減額につきましては、防犯カメラ設置工事費の実績確定によるものでございます。続きまして、18節の負担金の部分でございます。新型コロナウイルス感染症の関係で事業実施ができなかったことによりまして、黒川地区犯罪者予防更生協会の負担金がなかったことによります減額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、財政課分でございます。

18節です。補助金の落合児童館すみれ母親クラブにつきまして、事業の実績がなかったことから9万5,000円全額を減額するものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

では、続きまして、町民生活課所管分、自衛官募集費になります。

8節につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策等により研修会が中止になったことによる職員の普通旅費の減額でございます。18節につきましては、町自衛隊家族会への補助金の減額をそれぞれ行うものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

13目諸費のうち、都市建設課分についてご説明申し上げます。

防犯灯対策費でございます。10節のうち、光熱水費につきましては、電気料値上げに伴います防犯灯電気料金の執行見込みによります増額補正のほか、修繕費は、電力消費量の高い既設灯具の一部300基につきまして、省エネ型灯具に交換いたしました修繕料の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。14節につきましては、今年度、22基設置いたしました防犯灯新設工事の事業確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

税務課長小野政則君。

税務課長 （小野政則君）

続きまして、2款2項2目賦課徴収費でございます。住民税費で243万円の減額、管理徴収費で532万3,000円の減額をするものでございます。

16ページをお願いいたします。

1節、3節、4節につきましては、会計年度任用職員の報酬、期末手当、社会保険料について、支払額確定見込みにより減額をお願いするものでございます。7節につきましては、納税貯蓄組合報償金について、支払額確定見込みによります減額をお願いするものです。8節につきましては、納税貯蓄組合慰労総会が中止となり職員の旅費を減額するものと、会計年度任用職員の通勤手当を支払額確定見込みにより減額をお願いするものです。10節につきましては、納税組合研修会のお茶代について減額するものと、あわせて、納付書等の印刷製本費につきまして減額をお願いするものでございます。11節につきましては、手数料について、支払額確定見込みにより減額をお願いするものでございます。12節につきましては、軽自動車税のシステム等の改修委託業務につきまして、支払額確定により減額をお願いするものでございます。22節につきましては、還付金等の支払額確定見込みにより減額をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、8節につきましては、パートタイム会計年度任用職員に係ります通勤手当の減額。10節につきましては、消耗品の減額。11節につきましては、マイナ・アシスト用W i - F i 通信料の減額。12節につきましては、戸籍総合システム番号制度連携対応業務の委託料及びコンビニ交付に係ります付表様式変更に伴う証明書交付センター工程試験対応業務の委託料と、マイナ・アシストの保守の実績見込みによります減額でございます。18節につきましては、県戸籍住基事務協議会の負担金を額確定により減額するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

続きまして、5項1目統計調査費につきましては、県委託金の確定によります財源の組替えでございます。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

17ページをお願いします。

続きまして、6項1目監査委員費でございます。8節は、監査委員の監査等の費用弁償、宮城黒川地方町村監査委員協議会の研修視察等の費用弁償、職員の随行の普通旅費につきましては、支出見込みによりまして減額をいたすものでございます。10節につきましても、消耗品について実績見合いで減額いたすものでございます。18節は、事業中止に伴いまして、宮城黒川地方監査委員協議会の負担金を減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

続きまして、3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費でございます。1節は、会計年度任用職員の1名分の調整分としての減額補正をお願いするものでございます。12節は、価格高騰緊急支援給付金事業に係ります給付金システム導入業務の実績により減額するものでございます。18節は、新型コロナ禍の影響により大和町遺族会の活動自粛のため、運営補助金分の未申請により減額するものでございます。19節は、価格高騰緊急支援給付金事業に係ります給付金の交付見込みにより減額をお願いするものでございます。27節は保険財政運営支援費事業並びに保険基盤安定制度費事業に係ります医療費等の見込みに伴い、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を増額するものでございます。

続きまして、2目老人福祉費につきましては、2,005万2,000円を減額するものでございます。

18ページをお願いいたします。

7節、10節は、敬老事業に係ります賞賜金、消耗品費、食糧費、封筒印刷費の費用確定により減額するものでございます。11節は、敬老事業に関わります郵送料、i c s c aカード発行手数料の実績見込みにより減額するものでございます。18節は、各行政区において実施されました敬老対象者への記念品配布等に係ります事業に対する補助金の確定による減額と、i c s c aカード利用者負担金の減額をお願いするものでございます。19節は介護用品購入費助成事業費、100歳になられる方々への特別祝金、高齢者タクシー助成並びにi c s c a利用助成金、それぞれの実績見込みにより減額するものと、あわせて、偕楽園、仙台長生園に入所しております方々の実績見込みにより老人保護措置費の増額をお願いするものでございます。27節は、介護保険事業勘定特別会計への介護給付費、人件費、地域支援事業費に関わります繰出金を減額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

続きまして、4目障害福祉費でございます。10節は、会議開催時のお茶代の実績による減額でございます。11節は、各種事業の実績によります郵送料減額と、成年後見制度利用事業に関わります手数料について、制度の利用がなかったことから減額するものでございます。12節は、訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業及び日中一時支援事業利用実績見込みにより減額するものでございます。18節は、コロナ禍により活動を休止していたことから、身体障害者福祉協会への補助金支出を行わなかったことによる減額でございます。

19ページをお願いいたします。

19節でございます。心身障害者医療費、難聴児補聴器購入助成事業費、福祉タクシー助成事業費及び小児慢性特定疾病児童日常用具給付事業について、実績見込みにより減額。補装具給付費、障害福祉サービス費につきましては、今後、所要額を増額し、差引き6,787万5,000円の増額をお願いするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長兼保健福祉総合センター長蜂谷祐士君。

福祉課長兼保健福祉総合センター長 （蜂谷祐士君）

続きまして、19ページ5目ひだまりの丘管理につきましては、財源の組替えによります調整の補正でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

6目後期高齢者福祉総務費につきましては、27節保険財政運営支援費分の減額と、保険基盤安定制度費分の増額の合計で、482万3,000円を減額するものです。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。1節、2節、3節、4節及び8節は、会計年度任用職員の勤務実績見込み等による減額でございます。

20ページをお願いいたします。

7節は、虐待防止対策地域協議会代表者会議を書面により開催したため減額をするもの。10節は、児童遊園の小破修繕料の所要見込みにより減額をするもの。12節は、児童遊園の遊具点検、樹木剪定、伐採、除草作業等委託料の契約差金について減額をするもの。14節は、児童スポーツ広場、看板設置工事の契約差金について減額をするものでございます。17節は、庁用のシュレッダーの購入をお願いするものでございます。18節は、保育対策総合支援事業費補助金、保育士等処遇改善臨時特例事業費の実績見込みによる減額をするものでございます。

続きまして、2目児童措置費でございます。18節は、子育て世帯生活支援特別給付金の実績見込みにより減額をするもの。19節は、児童手当、第三子出産祝金の実績見込みにより減額をするものでございます。

続きまして、3目母子福祉費でございます。19節は、母子・父子家庭医療費の実績見込みによる減額でございます。

4目保育所費でございます。1節から、21ページをお願いいたします、8節は、会計年度任用職員の勤務実績等の見込みにより減額するもの。11節は、病後児保育施設の電話料等の実績見込みにより減額するものでございます。12節は、病後児保育事業の委託料を実績見込みにより減額するものでございます。13節は、もみじヶ丘保育所の遠足バス借上料で、遠足は実施いたしましたが、コロナ禍によりバスを利用しなかったため減額するもの。14節は、もみじヶ丘保育所のプール更新交換工事等の契約差金について減額するものでございます。17節は、もみじヶ丘保育所の洗濯機の購入をお願いするものでございます。18節は、負担金として、教育保育給付費で公定価格の改定等により実績見込みによる増額と、補助金として、各種事業の実績見込みによる減額の差額分を増額補正をお願いするものでございます。22節は、子ども・子育て支援交付金、子育てのための施設等利用費負担金の令和3年度分実績確定による返還金でございます。

5目児童館費でございます。

22ページをお願いいたします。

1節から8節は、会計年度任用職員の勤務実績等見込みにより減額するもの。10節は、吉岡放課後児童クラブ、もみじヶ丘児童館の電気料実績見込みにより増額をお願い

いするものでございます。12節は、もみじヶ丘児童館植栽剪定除去、各児童館エアコン保守清掃点検、カーペット除菌クリーニング等の契約差金について減額するものでございます。14節は、吉岡児童館入りロドア改修工事の契約差金について減額するもの。22節は、平成30年度から令和2年度分に係る子ども・子育て支援交付金の実績報告の訂正に伴う返還金をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

続きまして、3項1目災害救助費でございます。18節は、令和4年3月16日発生の福島県沖地震被害によります被災住宅応急修理事業費補助金の確定による減額でございます。

よろしく願いします。

議長（高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。

23ページをお願いいたします。

1節でございますが、母子保健推進事業及び健康づくり推進事業に関わります会計年度任用職員の勤務実績見込みによります減額でございます。7節につきましては、健康づくり推進協議会、健康たいわ21プラン推進委員会及び研修会の開催実績並びに健診時などにおきます医師、保健師及び看護師等の報償金実績見込みによります減額補正。賞賜金は、保健推進員退任記念品、出産祝い品贈呈事業の絵本購入、健康づくり実践者表彰及び献血記念品、それぞれの実績によります減額でございます。8節につきましては、会計年度任用職員の勤務実績見込みによります減額でございます。10節につきましては、母子保健推進事業及び健康づくり推進事業に要しました実習材料、啓発パンフレットなどの購入費、印刷費及び会議時の茶菓代の実績見込みによります減額であります。11節は、外国人支援のための筆耕翻訳料につきまして、利用実績見

込みがないため減額をいたすもの。12節につきましては、妊婦及び乳児一般健康診査などの委託料の実績見込みによります減額でございます。13節につきましては、各種事業での有料道路通行料、駐車場使用料の実績見込みによります減額であります。18節は、黒川地域行政事務組合火葬場経費負担金及び研修会負担金確定によります減額であります。19節は、里帰り等妊産婦健診、里帰り等新生児聴覚検査及び特定不妊治療費助成の実績によります減額でございます。

24ページになります。

23節につきましては、水道事業会計の出資金を増額するものでございます。27節につきましては、水道事業会計及び下水道事業会計への実績見込みによります減額補正でございます。

続きまして、2目予防費でございます。1節及び8節につきましては、会計年度任用職員の勤務実績見込みによります減額補正を行うものでございます。10節は、感染症対策のための印刷費、医薬材料費について、実績によりまして減額をするもの。11節は、健診関係通知のための郵送料につきまして、実績見込みにより減額するもの。12節につきましては、結核検診、乳幼児定期個別接種、BCG、風疹抗体検査及び予防接種、高齢者肺炎球菌、成人歯周病健診、高齢者インフルエンザの各種予防接種の実績見込み、さらに基本健康診査、大腸がんほかがん検診の終了及び実績の見込みによります減額を行うものでございます。18節につきましては、新型コロナウイルス感染症に係りますPCR検査実施に関する負担金の確定による減額を行うものでございます。19節につきましては、里帰り等予防接種費及び子どもインフルエンザ予防接種費の実績見込みにより減額をするものでございます。22節につきましては、令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び令和2年度並びに令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の過年度精算によります償還金の計上をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく、3目環境衛生費になります。7節につきましては、花壇整備に係ります人夫賃の実績により減額。8節につきましては、町環境衛生組合連合会関係研修会が中

止になったことに伴い職員の普通旅費の減額。10節は、防疫薬剤等消耗品代や花いっぱい運動の際のお茶代、防疫薬剤散布機の点検修繕料の実績による減額になります。

25ページをお開きください。

11節につきましては、通信運搬費及び公用車買換えによります保険料の減額。12節につきましては、不法投棄ごみ撤去や機密文書処理業務、河川水質検査、狂犬病予防注射等の業務委託金額が確定したことによる減額。17節につきましては、公用車、軽トラック更新の実績による減額をそれぞれお願いするものです。

続きまして、2項1目廃棄物処理費7節につきましては、報償金はストックヤード、環境整備に係る人夫賃、賞賜金は資源回収奨励金の確定による減額。11節につきましては、クリーンステーションの蜂の巣駆除に係る手数料の減額。12節につきましては、動物死骸回収に係る業務委託料の実績見込みによる減額。18節につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金の増額をそれぞれお願いするものです。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長遠藤秀一君。

農林振興課長兼農業委員会事務局長（遠藤秀一君）

続きまして、5款1項1目農業委員会費でございます。8節及び13節は、コロナ禍により中止となりました農業委員及び農地利用最適化委員等の研修旅費及び視察研修の際のバスの借上げ及び高速道路通行料を減額するものでございます。12節、13節のうち、システム利用料及び17節につきましては、農家台帳システム更新に伴う事業費の確定による減額でございます。

26ページをお願いいたします。

18節につきましても、コロナ禍によりまして活動が低調となりました黒川及び仙台地方農業委員会連合会負担金並びに認定農業者連絡会の補助金を減額するものでございます。

次に、2目農業総務費でございますが、農林振興課分と財政課分がございますので、最初に農林振興課分につきましてご説明いたします。

7節は、JA新みやぎのあさひなまつりが中止となったため、農林産品の品評会賞品代を減額するものです。10節は、宮床ふれあい農園の上下水道施設の凍結の修繕及び漏水に伴う水道料をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、財政課分でございます。財政課分といたしましては、町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター及び落合ふるさとセンターの管理費でございます。

12節をご覧ください。

業務委託につきましては、吉田ふるさとセンター長寿命化改修実施設計を予定しておりましたが、設計業者に現地を確認していただいたところ、長寿命化を図るよりも新築したほうが将来の維持管理を考えたとき安価になるとの回答があり、確認のため、その後、別の設計業者2社に、別々の日に現地を確認していただきました。その結果、3社とも、建て替えのほうが今後の維持管理を考えたときに安価になるとの回答がありましたことから、数年後に新築実施設計を行うこととし、今回、全額減額するものでございます。施設備品管理委託では、町民研修センターの夜間巡視業務の額の確定見込みによる減額でございます。14節工事請負費は、福島県沖地震による災害復旧について、宮床基幹集落センター、鶴巣防災センター、落合ふるさとセンターの修繕工事費の確定により減額するものです。17節備品購入費は、宮床基幹集落センターの机と椅子の購入額確定により減額するものです。22節償還金は、町民研修センター冷暖房機器の使用料の過誤徴収がございましたので、還付するものであります。こちらは、研修センター1階の第2会議室と、2階の南側に面します農業経営研修室ですが、ここに2台の空調機器がございます。その他の部屋は空調機が1台で、第1集会室が3台となっており、その第1集会室の冷暖房使用料が規定で1台の部屋の3倍となっておりますが、受付の際、誤って空調が2台ある部屋の冷暖房使用料を2台分と誤認して徴収しておりました。大変申し訳ございませんでした。対象者の方々は現在118団体となっておりますが、重複する団体もありますのでもう少し少なくなると思っておりますが、直ちにご連絡を取らせていただき、ご返還の手続きを取らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

財政課は以上です。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

次に、3目農業振興費でございます。8節につきましては、コロナ禍により認定農業者等の先進地視察研修会を中止にしたことによる減額でございます。18節負担金は、黒川地域担い手育成協議会の減額及び町有害鳥獣被害対策協議会につきましては、イノシシ有害被害の捕獲頭数が減少しておりまして、捕獲頭数見合いで減額を行うものでございます。

次に、補助金でございます。

27ページをお願いいたします。

J A新みやぎと連携いたしまして農家支援を行っております農林業制度資金利子補給ほか5事業の事業確定見込みによります減額でございます。次に、農地集積・集約化対策事業につきましては、農地中間管理機構を通して農地集積を行った場合の集積協力金等の事業費の確定見込みに伴う減額でございます。有害鳥獣被害防止施設補助事業費につきましては、農家個人が設置します有害鳥獣被害防止柵の実績見合いによる減額でございます。

4目畜産業費につきまして、18節負担金は、コロナ禍での活動ができなかったことから、畜産振興協議会への負担金を減額するものでございます。補助金は、畜産牛の飼料高騰対策の事業費の確定に伴う減額でございます。

5目農地費でございます。8節は、コロナ禍により参加を見送った職員の農業土木研修旅費を減額するもの。10節は消耗品費の減額。12節につきましては、吉田地区の土地改良事業推進のための地形図作成業務の事業費確定に伴う減額でございます。13節は、有料道路通行料等を減額するもの。14節は、宮床高山農道8号線舗装工事等の確定見込みに伴う減額でございます。18節の負担金につきましては、県営事業で行っております八志田堰水路改修事業費の事業確定に伴う減額でございます。補助金は、大和町土地改良区が維持管理しております町内4か所の排水機場の光熱費助成等の確定見込みに伴う減額でございます。

28ページをお願いいたします。

23節及び27節は、下水道事業会計のうち、農業集落排水事業の会計間の出資金及び繰出金の財源調整に要するものでございます。

6目水田農業対策費の7節は、転作確認の際の現地確認経費を減額するもの、8節

及び13節につきましては、水田農業先進地視察研修中止に伴う参加者等の旅費及びバス借上げ等の減額でございます。18節につきましては、農業経営継続支援事業といたしまして、資材高騰等対策といたしまして、農家支援といたしまして、10アール当たり最大4,000円を支援していましたが、事業確定見込みに伴う減額でございます。環境保全型農業直接支払交付金につきましては、国補助事業を活用しまして、あさひな郷の有機米への助成で、事業確定に伴います減額でございます。水田営農条件整備事業は、集団転作用機械助成の事業確定に伴う減額でございます。

次に、2項1目林業振興費でございます。12節につきましては、林道高倉線の除雪経費をお願いするものでございます。14節は、林道檀ノ下線等に架かります林道橋3橋の補修工事の事業確定に伴う減額でございます。18節は、県営事業として実施しております林道七ツ森湖泉ヶ岳線の工事の前倒しに伴う工事負担金の増額をお願いするものでございます。

3項1目水産業振興費18節は、町内11店舗で本年度実施しております伊達いわな取扱い店支援事業の補助金の実績見合いによる減額をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

それでは、29ページをお願いいたします。

6款商工費でございます。1項2目商工振興費7節は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、企業等連絡懇話会の中止により講師謝礼金の減額を、10節は、同じく企業等連絡懇話会の中止により食糧費の減額、18節は、町小規模事業者経営改善資金融資利子補給費交付金額の確定により減額をお願いするもの。21節は、町中小企業振興資金損失補償金でございますが、該当者がなかったことにより減額をお願いするもの。

次に、3目観光費でございます。7節は、升沢自然遊歩道、七ツ森自然遊歩道の管理人及び船形山登山道等倒木伐採作業員の実績見込みより減額。8節は、静岡県島田市島田鬮まつりにつきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い参加を見送ったことにより減額を、11節は、尾花沢花笠おどり等の参加者保険料であります。前節同様の理由により減額を、21節は、公園施設等運営委託に要した経費でございますが、額が確定したことにより減額をお願いするもの。13節機械借上料は、吉岡地区本

陣案内場ほか2施設に設置しましたAED設置リース代の額の確定により減額を、車借上料は、尾花沢花笠おどり等参加者送迎用バス借上げ、有料道路交通量は、花巻石鳥谷まつり参加の際の高速自動車道料金でございますが、こちらにつきましても、参加を見送ったことにより減額するものでございます。18節は、七ツ森湖畔公園花まつり実行委員会の補助金でございますが、祭りの中止により補助金の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、7款1項1目土木総務費でございます。12節につきましては、道路台帳作成及び修正業務のほか、国土調査ご訂正に係ります事業費確定によります減額補正でございます。

30ページをお願いいたします。

18節は、宮城国道協議会への負担金でございますが、新型コロナウイルス感染症により各種催事が中止・縮小化され、負担金の一部を免除されましたことから減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。10節のうち、光熱水費は、電気料値上げに伴います街路灯及びバスターミナル施設電気料の執行見込みによります増額補正。修繕費は、吉岡宮床線街路灯を含みます16基の街路灯修繕に要します費用をお願いするものでございます。12節につきましては、町道衡南松坂平線のり面部測量及び詳細設計業務のほか、バスターミナル待合所等清掃及び警備業務の事業費確定によります減額補正でございます。

2目道路新設改良費でございます。12節につきましては、国土交通省事業といたしまして、悟溪寺橋橋梁補修工事に伴います産廃運搬処理に要します費用のほか、悟溪寺橋橋梁修繕積算業務、施工管理業務、（仮称）下草橋に関連します取付道路用地測量業務、橋梁点検、長寿命化修繕計画策定業務等の確定見込みによります減額補正でございます。単独事業は、吉田落合線に係りますのり面の一部を無償借地しておりましたが、地権者様から買収の意向がございましたことから買収することといたしまして、分筆登記業務に要します費用をお願いするものでございます。なお、全体額とい

たしましては減額補正となるものでございます。14節につきましては、国土交通省事業といたしまして悟溪寺橋橋梁修繕工事、小鶴沢線舗装改良工事、舞野下草線視距不良区間道路改良工事の工事費確定見込みのほか、（仮称）下草橋上部工及び取付道路工事費につきましては、令和4年12月定例会議でご承認いただきましたが、令和4年度に補助金額が3,200万円ほどの交付があったものの、残額1億4,400万円ほどが令和5年度での交付となりましたことから、その金額に対応します工事費につきまして減額をお願いするものでございます。なお、この工事費相当額につきましては、令和5年度当初予算で改めてお願いするものでございます。防衛省補助事業といたしましては、天皇寺地区ほか排水路整備工事、上柴崎線道路改良工事の確定見込みによります減額補正を、単独事業といたしましては、保福寺支線ほか道路改良工事の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。16節につきましては、吉田落合線のり面の一部を買収する費用をお願いするものでございます。

4目交通安全施設整備事業費の14節につきましては、区画線、路面標示等の工事費の実績見込みによります減額補正でございます。

3項1目河川費でございます。12節は、吉田川河川公園維持管理業務、河川内支障木伐採等業務などほか、吉田川床上浸水対策事業で実施いたしました舞野地区排水路整備により実施した測量設計業務の確定見込みによります減額補正でございます。

31ページをお願いいたします。

14節は、山田川ほか堆積土砂撤去工事のほか、吉田川床上浸水対策事業で実施しました舞野地区竹林川遊水地内作業道路舗装工事の確定見込みによります減額補正でございます。17節につきましては、河川愛護会への貸出し用除草機械購入の実績によります減額補正でございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。12節につきましては、吉岡西部地区の用途地域変更等業務に要します費用をお願いするほか、大規模盛土造成地、第二次スクリーニング計画作成業務、都市緑地域変更業務、都市計画等区域検討調査業務の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

2目下水道費の23節は、下水道事業会計の出資金の減額補正。27節は、下水道事業会計の繰出金確定見込みによります補正でございます。

3目公園費でございます。10節の修繕料につきましては、杜の丘1号公園複合遊具デッキ修繕等の確定見込みによります減額補正。12節につきましては、公園遊具点検業務、公園清掃管理業務のほか、支障木伐採、樹木剪定業務などの実績見込みによります減額補正でございます。14節は、わかば公園園路灯設置工事、古館緑地遊具設置

工事の実績見込みによります減額補正でございます。

4目土地区画整理費でございます。11節の通信運搬費は、世話人会、地権者会開催時の案内用切手代等の実績見込みによります減額補正。12節は、吉岡西部土地区画整理事業地外道路等実施設計業務の確定見込みによります減額補正。27節につきましては、吉岡西部土地区画整理事業特別会計の繰出金で、事業の実績見込みによります減額補正でございます。

32ページをお願いいたします。

5目街路事業費でございます。10節の消耗品費は、吉田落合線道路改良工事に伴い路線規制を行うための単管パイプ等の購入に要します費用でございます。11節は、吉田落合線土地購入に要します印紙代でございます。16節は、吉田落合線と北四番丁大衡線交差点部の、宮城県との管理区分の調整によります吉田落合線での土地購入区域が決まりましたので、今回その費用につきましてお願いするものでございます。18節につきましては、宮城県で実施しております都市計画道路北四番丁大衡線整備事業に係ります令和4年度分負担金確定見込みによります減額補正でございます。

5項1目住宅管理費でございます。7節は、子育て支援住宅草刈り等作業の実績見込みによります減額補正。11節は、町営住宅受水槽の水質検査、ハウスクリーニング代等の確定見込みによります減額補正でございます。12節は、町営住宅除草業務、遊具施設点検業務、樹木剪定業務のほか、消防施設点検、給水施設保守点検業務、国土交通省事業といたしましては、西原第一住宅2・3号棟給排水設備等更新工事設計業務、子育て支援住宅では、除草等業務の実績見込みに伴います全体額の調整により減額補正をお願いするものでございます。14節は、西原第四住宅木造住宅解体工事、国土交通省事業では、西原第一住宅1号棟給排水改修工事の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

2目子育て支援住宅建設費でございます。11節は、宮床地区4棟4戸、吉田地区2棟2戸に係ります建築確認申請の確定見込みによります減額補正。12節は、宮床地区・吉田地区に係ります建築工事施工管理業務の確定見込みによります減額補正。14節は、同じく宮床地区・吉田地区に係ります建築工事等の確定見込みによります減額補正でございます。18節は、宮床地区子育て支援住宅の農業集落排水分担金の減免に伴います減額補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後2時10分とします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

大変申し訳ございませんでしたが、先ほどの私の説明に誤りがありましたので、おわびして訂正させていただきます。

19ページになります。

3款1項6目後期高齢者福祉総務費になります。27節繰出金についての説明を誤っておりましたので、訂正させていただきます。この27節につきましては、後期高齢者医療特別会計への人件費、保険基盤安定負担金分、事務費分の繰出金の減額を行うものでございます。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 (児玉安弘君)

それでは、事項別明細書32ページをお願いいたします。

8款1項1目常備消防費でございます。

すみません、続きまして33ページをお願いいたします。

18節は、黒川地域行政事務組合への負担金の確定による減額でございます。

次に、2目非常備消防費につきましては、非常備消防団活動に要する経費でございます。1節は、消防団員の報酬確定見込みによる減額。8節は、消防団員の費用弁償確定見込みによる減額。10節は、新入消防団員の装備品やポンプの修繕、消防団員の食糧費等の確定見込みによる減額です。11節は、消防団員管理システムソフト追加手数料の確定見込みによる減額です。13節は、火災時の車借上げに要する費用、消防団員管理システム使用料の確定見込みによる減額です。17節は、消防団員活動服購入費

用の確定見込みによる減額。18節は、消防団員福祉共済掛金の確定による減額でございます。

次に、8款1項3目消防施設費でございます。12節は、防火水槽内土砂撤去業務委託料の確定による減額。17節は、消防団本部積載車、消防団小型動力ポンプ購入に要する費用の確定による減額です。26節は、消防団本部積載車購入に係る自動車重量税の確定による減額でございます。

次に、4目水防費でございます。1節は、水防に係る出動報酬の確定見込みによる減額。7節は、水防会議不開催による減額。8節は、費用弁償確定見込みによる減額でございます。

次に、5目災害対策費でございます。1節は、防災会議委員報酬の減額。7節は、自主防災組織研修会講師謝礼等に係る報償費の確定による減額でございます。8節は、防災会議委員への費用弁償の減額。12節は、木造住宅耐震診断士派遣等委託料の確定見込みによる減額。18節につきましては、特殊無線講習受講料、県地域衛星通信ネットワーク管理負担金の確定見込み、危険ブロック塀除去、木造住宅耐震診断改修工事助成事業に係る補助金確定見込みによる減額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、9款教育費になります。1項1目教育委員会費は、教育委員会運営費の補正でございます。8節は、教育委員費用弁償の実績見込みによる減額。18節は、仙台管内教育委員会協議会の額確定による減額でございます。

次に、2目事務局費は、事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業、学校ICT環境整備事業、志まなび塾及び子どもの心のケアハウス事業に係る補正でございます。1節は、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬の実績による減額。3節及び4節は、会計年度任用職員の子どもの心のケアハウススーパーバイザー及び学び支援員の実績見込みによる人件費の減額。7節は、教職員研修会開催実績による講師謝礼の減額と、教育論文応募者数の実績による賞賜金の増額でございます。

35ページをお願いいたします。

8節は、教育長出席の会議実績による普通旅費の減額及び子どもの心のケアハウス

スーパーバイザー、学び支援員の実績見込みによる通勤手当の減額でございます。10節は、各事業の実績見込みによる減額。11節は、陸上記録会の中止、子どもの心のケアハウスの運営、授業支援システムの手数料、学習用タブレット端末保険料及び公用車損害保険料の実績見込みによる減額でございます。12節は、学校におけるコロナ感染時の消毒作業の未実施と、標準学力調査 i - c h e c k 及び土曜学習「まほろば塾」の実績による減額をお願いするものでございます。13節は、陸上記録会の中止、夢と希望と志を語る会、志まなび塾、子どもの心のケアハウス運営の実績等による減額でございます。18節は、公立学校施設整備期成会負担金の額確定による減額でございます。

次に、2項1目学校管理費は、小学校総務費の補正でございます。7節は、体育館巡視員及び嘉太神校舎清掃作業員の実績見込みによる報償金の減額と、卒業生記念品代の実績による賞賜金の減額。8節は、夏休み期間のプール開放中止に伴う監視補助員費に係る費用弁償の減額。10節は、プールの消毒薬品及びプリンター等の消耗品費の減額と、電気料の高騰による光熱水費の増額をお願いするものでございます。11節は、実績によるプールの水質検査手数料の減額。12節は、児童教職員の健康診断の契約実績による減額。13節は、陸上記録会の中止と林間教室等の実績に伴う車借上料の減額。17節は、放送設備購入事業の実績による減額。

36ページになります。

18節は、日本スポーツ振興センター災害共済ほか4団体への額の確定による減額でございます。

次に、2目教育振興費は、小学校教育振興費、「たいわっ子」芸術文化推進事業費の補正でございます。1節及び8節は、学習支援員及び図書支援員の実績見込みによる減額。3節及び4節は、学習支援員及び図書支援員の実績見込みによる人件費の減額でございます。13節は、「たいわっ子」芸術文化推進事業の実績による車借上料の減額。18節は、遠距離通学児童対策交付金の実績見込みによる減額でございます。19節は、要保護及び準要保護児童援助費、特別支援教育就学奨励費の額の確定による減額でございます。

次に、3目施設整備費は、小学校維持管理費の補正でございます。12節は、施設非構造部材耐震調査等の業務と施設保守点検委託の額の確定による減額でございます。14節は、吉岡小学校エキスパンジョイント等修繕工事をはじめ、各小学校施設の修繕工事等の実績による減額でございます。

次に、4目小学校建設費は、吉岡小学校改築事業に係る補正でございます。7節及

び10節は、改築検討委員会の実績見込みによる減額。11節は、仮設校舎に係る建築確認完了検査手数料の追加をお願いするもの。12節は、仮設校舎への引っ越し運搬業務の実績見込みによる減額。13節は、仮設校舎賃貸借の実績見込みによる減額でございます。

37ページをお願いいたします。

次に、3項1目学校管理費は、中学校総務費の補正でございます。1節は、大和中学校業務員1名の報酬の実績見込みによる増額をお願いするもの。3節及び4節は、大和中学校業務員の実績見込みによる人件費の減額。7節は体育巡視員、宮床中学校でございますが、の実績見込みによる減額。10節は、中学校の電気使用料高騰に伴う光熱水費の増額と修繕料の減額。12節は、生徒、教職員の健康診断の契約実績による減額。13節は、中総体等生徒輸送の実績見込みによる車借上料の減額でございます。17節は、放送設備購入事業の実績による減額。18節は、日本スポーツ振興センター災害共済ほか4団体への額の確定による減額でございます。

次に、2目教育振興費は、中学校教育振興及び「たいわっ子」芸術文化推進事業費の補正でございます。1節及び8節は、学習支援員及び図書支援員の実績見込みによる減額。3節及び4節は、学習支援員、図書支援員の実績見込みによる人件費の減額。13節は、「たいわっ子」芸術文化推進事業の実績による車借上料の減額でございます。17節は、大和中学校吹奏楽部で使用するチューバとビブラフォン各1組でございますが、その更新実績による減額でございます。

38ページになります。

19節は、要保護及び準要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費の額の確定による減額でございます。

次に、3目施設整備費は、中学校維持管理費の補正でございます。12節は、施設非構造部材耐震調査等の業務と施設保守点検委託の額の確定による減額でございます。14節は、宮床中学校屋内運動場屋根改修工事をはじめ、各中学校施設の修繕工事等の実績による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、4項1目社会教育総務費でございます。社会教育総務費につきましては、社会教育委員会の運営、家庭教育や青少年教育などの各種事業の経費につきまして、新型コロナウイルスにより中止といたしました事業も含め、実績見込みにより減額いたすものでございます。1節報酬につきましては、社会教育委員及び学び支援コーディネーター等配置事業での会計年度任用職員、コーディネーターの報酬につきまして、実績見込みにより減額いたすものでございます。7節報償金につきましては、家庭教育事業や青少年教育事業など各事業におきます講師謝金、協働教育でのコーディネーター謝金、放課後子ども教室指導員等謝金などを、賞賜金につきましては原阿佐緒賞入賞者副賞を、それぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。8節につきましては、社会教育委員の費用弁償、普通旅費につきましては、協働教育会議の出席旅費、特別旅費につきましては、大和っ子未来塾講師及び原阿佐緒賞表彰式選考委員の旅費につきまして、それぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。10節消耗品につきましては、放課後子ども教室事業や大和っ子未来塾などに係ります消耗品代を、食糧費につきましては、社会教育委員会会議でのお茶代、各事業での講師や参加者のお茶代、昼食代を実績見込みにより減額いたすものでございます。

39ページをお願いいたします。

印刷製本費につきましては、まほろば大学に係ります資料印刷、家庭教育啓発用チラシ印刷、原阿佐緒賞作品集印刷などを、それぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。11節、通信運搬費につきましては、まほろば大学開講式等の郵便代、広告料は原阿佐緒賞の広告掲載に係るもの、保険料につきましては、各事業の参加者に係ります傷害保険料を、それぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。13節機械借上料につきましては、協働教育に係ります農機具借上げ、車借上料につきましては、大和っ子未来塾でのバス借上料などを、有料道路通行料は、会議、研修会参加等での高速道路代、施設使用料につきましては、大和っ子来未来塾やジュニアリーダー研修会に係ります施設使用料をそれぞれ減額いたすものでございます。18節負担金につきましてはジュニアリーダー育成研修会の参加負担金を、また、補助金につきましては町PTA連合会の補助金を、それぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

2目公民館費でございます。公民館総務費から図書室運営費までとなっております。各事業実績と今後の支出見込みによる減額でございます。3節であります。図書室パートタイム会計年度任用職員の期末手当の減額。4節は、同じく会計年度任用職員の社会保険、共済組合負担金の減額でございます。7節の報償金は、感染症拡大防止のため地域交流の集いが実施されなかったもの、各種講座、成人式の呈茶席、書き初め大会審査員、子どもの本展示会等の協力者謝礼の減額でございます。賞賜金は、成人式の記念品とアトラクション商品、書き初め入賞者への記念品等の減額でございます。8節は、会計年度任用職員の通勤手当の減額でございます。10節の消耗品費は、各種講座の材料代、町民文化祭、書き初め大会、成人式、子どもの本展示会、おはなし会の事業実施に伴う事務用品等の減額でございます。燃料費は、公用車のガソリン代の減額になります。食糧費は、各種講座、書き初め大会や成人式、子どもの本展示会、読み聞かせ協力者の昼食代とお茶代の減額でございます。

40ページになります。

印刷製本費は、成人式冊子や書き初め大会賞状の印刷の減額でございます。11節は、各種講座や図書の通知用はがき、事務連絡用切手代の減額でございます。12節は、町民文化祭等の実施に伴う大ホール音響照明委託料の減額でございます。13節は、町婦人会や留学講座の移動研修実績に伴うバス代の減額でございます。

よろしく願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。1節につきましては、文化財発掘作業員としての会計年度任用職員の実績見込みにより減額いたすものでございます。4節につきましても、文化財に係ります会計年度任用職員の社会保険料を減額いたすものでございます。7節報償金につきましては郷土史講座に係る講師謝金を、10節食糧費につきましては文化財めぐりの参加者昼食代を、11節保険料につきましても文化財めぐりの傷害保険料を、それぞれ実績見込みで減額いたすものでございます。13節機械借上料につきましては、発掘調査に係ります重機借上げ、車借上料、有料道路通行

料、入場料につきましては、文化財めぐりなどに係りますバス借上げ、高速道路代、施設入場料をそれぞれ減額いたすものでございます。18節補助金につきましては、文化財保存会9団体への補助を予定しておりましたが、7団体への補助金交付となりましたことから減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長（村田晶子君）

続きまして、4目まほろばホール管理費でございます。まほろばホール管理運営費の使用実績や修繕工事の完了及び今後の支出見込みによる増額、減額でございます。1節であります。まほろばホール運営委員の実績によるもの。また、窓口業務パートタイム会計年度任用職員の実績による調整でございます。3節、同じく会計年度任用職員の期末手当、4節は、社会保険料、共済組合負担金による減額でございます。10節の消耗品費は、新型コロナウイルス消毒薬品代等支出額の確定による減額でございます。燃料費は、冷暖房用灯油代の執行見込みによる減額でございます。12節の業務委託は、高木等剪定と臨時舞台技術員派遣業務に伴う減額でございます。設計委託は、大和町公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化計画策定に要する費用の増額であります。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。12節業務委託につきましては、ふれあいセンターの管理に係ります業務委託料の実績見込みにより減額いたすものでございます。

41ページをお願いいたします。

同じく12節の施設備品管理委託につきましても、施設の保守点検委託の実績見込みにより減額いたすものでございます。17節庁用器具費につきましては、落合教育ふれ

あいセンター用に購入したブルーヒーターの実績により減額いたすものでございます。
18節につきましては、防火管理者資格取得受講会受講料の実績により減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

次に、6目森の学び舎活動費は、施設の維持管理に関する補正でございます。10節及び11節は、実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。1節につきましては、スポーツ推進審議会スポーツ推進委員の報酬につきまして、実績見込みにより減額いたすものでございます。3節時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当につきましては、七ツ森ハーフマラソン大会に伴います職員の時間外勤務手当の実績により減額及び追加をお願いするものでございます。7節賞賜金につきましては、スポーツ支援奨励金に不足が見込まれますことから増額をお願いするものでございます。8節費用弁償につきましては、スポーツ推進審議会スポーツ推進委員の実績見込み、特別旅費につきましては、スポーツ推進委員研修会東北大会が中止となりましたので、それぞれ減額いたすものでございます。12節につきましては、大和町スポーツフェアの実績により業務委託料を減額いたすものでございます。13節につきましては、宮城ヘルシー大会参加者の車借上げ、スポーツ推進委員東北大会の有料道路通行料をそれぞれ減額いたすものでございます。14節につきましては、総合体育館屋根防水シート改修工事、総合体育館天井パネル改修工事、武道館内壁等改修工事などの実績により減額いたすものでございます。18節町スポーツ協会補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症により町民運動会が中止となりましたことから、運動会開催経費分の補助金を減額い

たすものでございます。また、町スポーツ少年団補助金につきましても、今年度より子供たちの登録料相当を新たに補助しているところでありますが、団員数の確定により減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

続きまして、42ページをお願いいたします。

4目学校給食センター費の補正でございます。1節及び8節は、学校給食運営審議会の実績見込みによる減額。10節は、賄い材料費の高騰に伴い、実績見込みによる増額をお願いするものでございます。12節は、施設等の保守点検業務の実績見込みによる減額。17節は、搬送用コンテナ等更新に伴う契約実績による減額でございます。18節は、危険物取扱者試験準備講習会ほか1団体への負担金の額の確定による減額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。18節につきましては、令和4年7月15日の大雨によります災害復旧費の農家等への助成の確定見込みに伴います減額でございます。

2目林業施設災害復旧費の14節につきましては、林道災害復旧の事業費確定見込みに伴う減額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、2項1目道路橋梁災害復旧費でございます。14節の補助災害復旧費では、大崎三ノ関線ほか災害復旧工事の実績見込みによります減額でございます。

2目河川災害復旧費でございます。12節につきましては、国へ災害復旧申請のための山田川災害復旧測量設計業務の実績によります減額でございます。

43ページをお願いいたします。

3目都市施設災害復旧費につきましては、財源調整に伴います変更でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、3項1目現年単独災害復旧費でございます。財政課分は、庁舎災害復旧費です。12節委託料は、福島県沖地震による庁舎改修設計業務費の確定によりまして減額するものであります。

財政課分は以上でございます。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

同じく1目現年単独災害復旧費のうち、生涯学習課分についてご説明申し上げます。

14節につきましては、昨年7月の大雨によります吉田教育ふれあいセンターのり面の崩れた災害復旧工事の実績により減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

次に、11款1項1目元金につきましては、財政融資資金及び災害援護資金の確定見

込みから減額するものです。

次の2目利子につきましては、財政融資資金等の額の確定により減額するものであります。

一般会計につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、議案書の37ページをお開きください。

議案第18号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和4年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,133万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億8,164万2,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

事項別明細書55ページをお開きください。

歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金につきましては、保険給付費の減により普通交付金の減額をするものでございます。

6款1項1目につきましては、1節は保険税軽減分及び保険者支援分を増額、2節は人件費調整分で減額、3節は出産育児一時金等繰入金の減額、4節は財政安定化支援事業分を増額、5節は未就学児均等割保険税分の繰入金を減額するものでございます。

56ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目1節及び8節は、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び通勤手当に係る旅費、研修会中止に伴う職員旅費の減額。10節は、被保険者証更新に係る印刷代の実績見合いでの減額。11節は、被保険者証発送に係る通信運搬費の減額。13節は、

システム利用契約実績による減額。2項1目8節は、研修会中止による職員の普通旅費の減額です。12節は、システム改修の実績見合いでの減額。3項1目は、運営協議会の予定回数と実績回数の差分の報酬と費用弁償の減額になります。

56ページから57ページにかけております2款1項2目、4目及び2項2目、4目、3項2目の18節は、退職被保険者に係る各療養費等の負担金を減額するものでございます。4項1目及び2目につきましては、出産育児一時金の実績及び今後の支給見込みにより減額するものでございます。

58ページをお開きください。

6項1目18節は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を実績及び今後の支給見込みにより減額するものです。

3款1項1目につきましては、財源の変更を行うものであります。

5款1項1目につきましては、保健指導事業等の実績見込みにより、会計年度任用職員に係る人件費等や講師謝礼代、記念品代及び結果説明会等の業務委託費の減額を行うものであります。

59ページをお開きください。

2項1目特定健康診査等事業費につきましても、実績見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、議案書39ページをお願いいたします。あわせて、別冊大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書64ページにつきましてもご準備をお願いしたいと思います。

議案第19号でございます。令和4年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,968万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,512万8,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正額の歳入歳出予算の金額につきましては、40ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の64ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費1節は、介護給付費に関わります国庫負担金を減額するものでございます。同じく2項1目調整交付金は、介護給付費に関わります調整交付金を減額するものでございます。同じく2目地域支援事業交付金1節は、地域支援事業に関わります交付金を減額するものでございます。

4款1項1目介護給付費負担金1節の介護給付費に関わります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を減額するものでございます。2目地域支援事業交付金につきましても、社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額をするものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金の1節は、介護給付費に関わります県負担金を減額するものでございます。同じく3項1目地域支援事業交付金の1節につきましても、地域支援事業に関わります県補助金を減額するものでございます。

65ページをお願いいたします。

7款1項1目一般会計繰入金の1節は、介護給付費に関わります町の法定負担分12.5%の減額と、2節、4節は、職員人件費調整分及び地域支援事業費に関わります町の法定負担19.25%分、それぞれの減額を行うものでございます。

66ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費2節、3節、4節は、人件費の調整により減額するものでございます。24節は、財政調整基金の積立金額を増額するものでございます。1款3項1目認定調査等費の7節並びに8節は、介護認定調査員の報酬費並びに調査交通費の費用弁償をそれぞれ増額するものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付等費及び2目施設介護サービス給付等費、3目居宅介護サービス計画等費、27ページの4目地域密着型介護サービス給付等費のそれぞれの18節は、それぞれのサービス給付等費に要する負担金で、本年度の支出実績を参考に試算し、見込みにより減額するものでございます。2款2項1目高額介護サービス費、同じく2目高額医療合算介護サービス費の18節は、個人の負担分を超えられサービス料金を支払われた方々に対しお戻しをする負担金を減額するものでございます。2款3項1目介護予防サービス給付等費の18節は、要支援者の介護予防を目的と

し行うサービスの本年度の支出実績を参考に試算した見込みにより減額するものでございます。2款4項1目特定入所者介護サービス等費の18節は、要介護認定者で町外の施設に特定入所されている方々の本年度の支出実績を参考に試算し、見込みによる減額をするものでございます。

68ページにまたがりますけれども、4款2項1目一般介護予防事業費の7節は、活き生きサロン、介護予防教室、ラクラクステップ実行政区の本年度実績見込みを試算し減額。12節につきましては、業務委託いたしました金額の差金を減額するものでございます。4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメントの2節、3節は、人件費調整による減額をお願いするものでございます。同じく4目生活支援体制整備事業費の7節は、町社会福祉協議会、地域包括支援センターの合同による講習会について、講師を招いて実施する予定でしたが、新型コロナ禍の影響もあり、各地区において講師を依頼せず、各地区の区長、民生委員、保健推進員、食生活改善推進員の参加をいただき、2回に分けて実施したことから、講師謝礼分の減額をお願いするものでございます。同じく5目認知症総合支援事業費8節は、新型コロナ禍の影響もあり、認知症初期支援チーム委員の研修への不参加によります旅費の減額。10節は、認知症ケアパス冊子の増刷を次年度以降に行うために減額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、議案書の41ページをお願いいたします。

議案第20号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第4号)でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ138万円を減額いたしまして、予算の総額を1,453万5,000円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書73ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 2 目 利子及び配当金は、基金から生じた利子の実績により増額するものです。1 項 1 目 財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額調整をいたすものです。

歳入は以上です。

74ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 管理会費 8 節は、コロナ禍で視察研修がなかったことから減額するものです。9 節は、会長交際費を実績見込みによりまして減額するものです。

2 款 1 項 1 目 一般管理費 7 節は、宮床財産区管理委員推薦委員会時の欠席者分を減額するものです。4 目 諸費 18 節は、3 つの財産区で構成します財産区連絡協議会が、コロナの影響で県外研修を控えましたことから減額するものです。27 節 繰出金は、宮床基幹集落センターへのテーブルと椅子の補助について、事業費が確定しましたので減額するものです。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の43ページをお願いいたします。

議案第21号 令和4年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ529万5,000円を減額いたしまして、予算の総額を639万2,000円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書76ページをお願いいたします。

初めに、歳入であります。

2 款 1 項 1 目 財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額するものです。

4 款 1 項 1 目 森林研究・整備機構支出金につきましては、事業の確定により減額するものです。

歳入は以上です。

続きまして、77ページをお願いいたします。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目 管理会費 8 節は、コロナ禍で視察研修を中止したことによる減額です。9 節は、会長交際費を実績見込みにより減額するものです。

2 款 1 項 1 目 一般管理費 7 節は、吉田財産区管理委員推薦委員会時の欠席者分を減

額するものです。3目森林研究・整備機構分収造林管理費12節は、事業費の確定により減額するものです。4目諸費は、3つの財産区で構成する財産区連絡協議会が、コロナの影響で県外研修等を控えましたことから減額するものです。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして議案書の45ページをお願いいたします。

議案第22号 令和4年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ44万円を減額いたしまして、予算の総額を468万7,000円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊事項別明細書79ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

1款1項2目利子及び配当金は、基金利子を追加するものです。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額するものです。

続きまして、80ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款1項1目管理会費8節は、コロナ禍で視察研修が中止となりましたので減額するものです。9節は、会長交際費を実績見込みにより減額するものです。

2款1項3目諸費18節は、3つの財産区で構成する財産区連絡協議会が、コロナの影響で研修を控えましたことから減額するものです。27節繰出金は、地域団体が補助金の申請をしないこととなりましたので減額するものであります。

落合財産区特別会計は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、議案書47ページをお願いいたします。

議案第23号 令和4年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ713万8,000円とするものでござい

ます。

第2項としまして、歳入歳出予算の補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊歳入歳出補正予算事項別明細書の82ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

5款2項1目奨学費貸付金元利収入は、実績見込みによる滞納繰越分の減額でございます。

次に、歳出であります。

1款1項1目事業費は、財源の組替えでございます。2目事務費の24節は、実績見込みによる奨学事業基金積立金の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、議案書の49ページをお願いいたします。

議案第24号 令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,423万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,703万8,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表によるものとするものでございます。

事項別明細書84ページをお開きください。

1款1項2目後期高齢者医療保険料につきましては、現年度分、滞納繰越分ともに増額をするものでございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、人件費及び事務費を減額するものでございます。2目保険基盤安定繰入金につきましても、額確定見込みにより減額するものでございます。

5款4項1目につきましては、健診受託事業の額確定見込みにより減額するものでございます。

85ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、人件費の調整によるもの及び健診業務の委託料、データ管理等手数料を減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、18 節県広域連合会への納付金の実績見込みにより増額するものでございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして、議案書51ページをお願いいたします。

議案第25号 令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和4年度大和町の吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ430万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億248万3,000円とするものでございます。

2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰越しして使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

53ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

1 款 2 項土地区画整理事業費の土地区画整理事業造成などに係ります業務、工事等で、合計1億9,732万2,000円をお願いするものでございます。

54ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

起債の目的ごとの限度額の変更でございます。公共団体区画整理事業債といたしまして、変更前1,210万円を、変更後1,030万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）をお願いいたします。

88ページ、歳入でございます。

1款1項1目保留地処分につきましては、実績見込みにより減額でございます。

2款1項1目土地区画整理費国庫補助金は、街路事業国庫補助金確定見込みにより減額をお願いするものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、人件費の調整のほか、街路事業国庫補助金確定見込みによります一般会計負担金減額に伴います減額でございます。

4款1項1目預金利子、2項1目雑入につきましては、実績見込みによります減額でございます。

5款1項1目土地区画整理事業債は、街路事業国庫補助金確定見込みによります起債額変更に伴います減額でございます。

次に、89ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款1項1目総務管理費2節、3節につきましては、職員人件費の調整により増額するもの。4節につきましては、同じく職員人件費の調整により減額するものでございます。

1款2項1目土地区画整理事業費につきましては、調査設計業務の実績見込みによります減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

それでは、議案書の55ページをお願いいたします。あわせまして、令和4年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第6号）、右下に令和5年3月1日提出と書

かれました資料につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第26号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算（第6号）についてであります。

第1条総則です。令和4年度大和町下水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。令和4年度大和町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款下水道事業収益について1億866万9,000円増額し合計を10億4,453万3,000円とし、1 項営業収益は406万円を増額し4億1,294万2,000円、2 項営業外収益は1億460万9,000円を増額し6億3,159万1,000円とするものであります。

支出であります。

1 款下水道事業費用について1,160万3,000円減額し合計を9億3,093万3,000円とし、1 項営業費用は392万8,000円増額し8億3,753万8,000円、2 項営業外費用は1,415万6,000円減額し5,228万5,000円、3 項特別損失は1,037万5,000円減額し4,111万円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中8,642万3,000円を1億9,044万8,000円に、引継金7,084万円を引継金7,084万円及び当該損益勘定留保資金1億402万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款資本的収入について1億393万1,000円減額し合計を3億8,069万2,000円とし、2 項他会計出資金は9,457万円減額し8,907万3,000円、3 項他会計補助金は253万1,000円減額し5,545万2,000円、4 項国庫補助金は683万円減額し4,343万5,000円とするものであります。

支出であります。

1 款資本的支出について9万4,000円増額し合計を5億7,114万円とし、3 項企業債償還金については9万4,000円を増額し3億7,547万1,000円とするものであります。

議案書56ページをお願いいたします。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものであります。

(1) 職員給料費について、3,469万3,000円とするものであります。

第5条の他会計からの補助金であります。予算第10条本文中3億2,611万6,000円を4億2,819万4,000円に改めるものであります。詳細につきましては、令和4年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書(第6号)にあります令和4年度大和町下水道事業会計補正予算内訳書でご説明いたします。

97ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

収入であります。

1款下水道事業収益、1項営業収益、2目その他営業収益、節の事業負担金につきましては、宮城県環境事業公社からの小鶴沢北目ルート維持管理負担金の額確定に伴います増額を、2項営業外収益、2目他会計補助金、節の一般会計補助金につきましては、事業費等額確定に伴う増額と、コロナ禍対策の基本料金5か月免除見合い分の増額をお願いするものであります。

98ページをお願いいたします。

支出であります。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費、節の職員手当につきましては、人件費の調整によるものであります。手数料につきましては、下水道使用料徴収事務に関する協定の改定に伴う増額であります。保険料につきましては、公用車新規購入による増額です。委託料は、下水道使用料徴収事務に関する協定の改定に伴う減額。負担金につきましては、額確定に伴う増額をお願いするものであります。2目処理施設等費の職員手当については、人件費の調整によるものです。手数料は、下水道使用料徴収事務に関する協定の改定に伴う増額。委託料につきましては、下水道使用料徴収事務に関する協定の改定に伴う減額をお願いするものであります。3目浄化槽費、節の給料、職員手当につきましては、人件費の調整によるものであります。手数料、委託料については、下水道使用料徴収事務に関する協定の改定に伴う増額であります。負担金につきましては、額確定に伴う増額をお願いするものであります。6目減価償却費、節の有形固定資産減価償却費につきましては、下水道3事業の固定資産減価償却費の額確定に伴う増額をお願いするものであります。

99ページをお願いいたします。

2目営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、節の企業債利息については、額確定に伴う増額をお願いするものであります。2目消費税及び地方消費税、節の消費税及び地方消費税については、額確定に伴う減額をお願いするものであります。3

項特別損失、2目その他特別損失、節のその他特別損失については、過年度分の額確定に伴う増額をお願いするものであります。

100ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

収入であります。

1款資本的収入、2項他会計出資金、1目一般会計出資金、節の一般会計出資金につきましては、事業費等額確定に伴う減額をお願いするものであります。3目他会計補助金、1目他会計補助金、節の他会計補助金につきましては、事業費等額確定に伴う減額をお願いするものであります。4目国庫補助金、1目国庫補助金、節の国庫補助金につきましては、公共下水道事業及び合併処理浄化槽事業整備費の額確定に伴う減額をお願いするものであります。

101ページをお願いいたします。

支出であります。

1款資本的支出、3項企業債償還金、1目企業債償還金、節の企業債償還金につきましては、額確定に伴う増額をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書の57ページをお願いいたします。あわせまして、令和4年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第5号）、右下に令和5年3月1日提出と書かれた資料につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第27号 令和4年度大和町水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

第1条総則です。令和4年度大和町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。令和4年度大和町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1款水道事業収益については357万3,000円を増額し合計を9億4,544万5,000円とし、1項営業費用については313万6,000円増額し7億1,238万円、2項営業外収益については1,437万円を増額し2億3,306万5,000円とするものであります。

支出であります。

1款水道事業費用について897万3,000円を増額し合計を9億4,511万2,000円とし、

1 項営業費用については897万3,000円を増額し9億2,927万1,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。

予算第4条本文括弧書き中2,165万7,000円を1億5,972万2,000円に、過年度分損益勘定留保資金2,165万7,000円を過年度分損益勘定留保資金1億5,972万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款資本的収入については1億5,990万円減額し合計を1億3,952万6,000円とし、1 項企業債は1億5,990万円減額し1億2,690万円とするものであります。

支出であります。

1 款資本的支出については2,183万5,000円減額し合計を2億9,924万8,000円とし、1 項建設改良費は2,183万5,000円減額し2億3,544万2,000円とするものであります。

第4条の企業債であります。予算第6条に定めた起債の変更は、第1表企業債補正によるものであります。

議案書59ページをお願いいたします。

第1表企業債補正であります。変更であります。起債の目的は上水道事業の3事業であり、配水管布設事業ほか2件の事業費確定に伴うもので、補正前の額2億8,680万円を補正後1億2,690万円とするものであります。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

議案書58ページをお願いいたします。

第5条の議会の議決を得なければ流用することのできない経費であります。予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものであります。

(1) 職員給与費について4,207万3,000円とするものであります。

第6条の他会計からの補助金であります。予算第10条中1億4,947万2,000円を1億5,090万9,000円に改めるものであります。

第7条の重要な資産の取得及び処分であります。予算第12条を削るものであります。詳細につきましては、令和4年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書(第5号)にあります予算内訳書でご説明いたします。

106ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、3 目その他営業収益、節の雑収益につきまして

は、下水道使用料徴収事務に関する協定の改定に伴う受託料の増額をお願いするものであります。2 項営業外収益 1 目他会計補助金の一般会計補助金につきましては、コロナ禍対策の基本料金 5 か月分免除見合い分の増額をお願いするものであります。

107ページをお願いいたします。

支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目浄配水費、節の報酬から賞与引当金繰入額につきましては、人件費の調整に伴うものであります。委託料につきましては、インボイス制度早期納入対応分を減額するものであります。受水費につきましては、令和 4 年度の実績見込みによりまして、その不足額につきまして増額をお願いするものであります。

108ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

収入であります。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、節の企業債につきましては、事業費額確定に伴う減額をお願いするものであります。

支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、4 目営業設備費、節の自動車費につきましては、給水車の完成が令和 5 年 7 月頃となることから令和 4 年度分の減額をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして、議案書60ページをお願いいたします。

議案第28号 令和 4 年度道路改良工事（町道舞野下草線）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1 の契約の目的につきましては、令和 4 年度道路改良工事（町道舞野下草線）でございます。2、契約の方法につきましては、一般競争入札による請負

契約でございます。3、契約の金額につきましては、4,367万円でございます。うち消費税が397万円でございます。4、契約の相手方につきましては、黒川郡大衡村大衡古井待33、我妻建設株式会社黒川営業所でございます。

それでは、別冊の議案第28号関係資料をお願いいたします。この資料に基づきましてご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

初めに、入札の状況についてでございます。

1の入札参加資格としまして、(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。(2) 令和3・4年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者であること。(3) 入札公告日から入札の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。(4) 建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。(5) 工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。(6) 富谷市または黒川郡内に本社または営業所を有すること。

(7) 大和町入札参加資格承認時点において、土木一式工事の格付がB級以上で、総合評定値(P)が700点以上であることといたしました。

次に、2の入札方法でございます。(1) ダイレクト型一般競争入札とする。

(2) 入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。(3) この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するものとしたものでございます。

続きまして、3、入札参加者でございます。募集の結果、6者に応募いただきました。企業名は記載のとおりでございます。

4、入札の結果でございます。(1) 入札調書につきましては、令和5年2月9日に入札を執行し、記載のとおり結果となったものでございます。この工事の予定価格は5,387万円、低入札調査基準価格は4,553万4,000円であり、入札の結果、第2位までの応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしました。

2ページをお願いいたします。

(2) この結果を受けまして、令和5年2月13日に第1位順位の我妻建設株式会社から積算内容等につきまして事情聴取を行い、2月15日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調

査においては、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、第1位順位の我妻建設株式会社を落札者に決定し、2月21日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。請負代金額は4,367万円、消費税を除いた金額は3,970万円でございます。契約の相手方は、黒川郡大衡村大衡字古井待33、我妻建設株式会社黒川営業所でございます。

次に、事業の概要でございます。1の施工場所は大和町落合舞野字新舞野地内、2の完成工期は令和5年3月31日を予定しております。3の工事概要といたしましては、施工延長Lイコール271メートル、Wイコール6.5メートルでございます。以下、記載のと通りの工事内容となっております。

次に、3ページにつきましては、施工箇所の位置図となっております。

続きまして、4ページについてでございます。

計画平面図及び標準断面図でございます。今回の工事につきましては、視距不良区間を解消するために実施いたします工事でございます。平面図の赤色部分が今回整備する区間となっております。なお、茶色の部分が現道となっているものでございます。標準横断面図でございますが、赤色の部分が今回工事を実施する部分となっております。

以上が、令和4年度道路改良工事（町道舞野下草線）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、議案書61ページをお願いいたします。

議案第29号 令和4～5年度大和町立吉岡小学校既存校舎等解体工事請負契約についてでございます。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1の契約の目的は、令和4～5年度大和町立吉岡小学校既存校舎等解体工事でございます。2の契約方法は、一般競争入札による請負契約でございます。3の契約の金額は2億20万円、うち消費税1,820万円でございます。4の契約の相手

方は、仙台市青葉区一番町4丁目7番17号、日本建設株式会社仙台支店でございます。

それでは、別紙の議案説明資料（議案第29号関係）により説明させていただきます。

1ページをお開き願います。

入札の状況でございます。

1の入札参加資格でございますが、（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び2項の規定に該当しないこと。（2）令和3・4年度の大和町建設工事入札参加資格の承認された者であること。（3）入札公告日から入札の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。（4）建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。（5）工事現場に監理技術者または主任技術者を専任配置できること。（6）宮城県内に本社または営業所等を有すること。営業所等の場合は、本社から委任を受け、大和町入札参加資格として登録してあること。（7）大和町入札参加資格承認時点において、建築工事の格付がA級、総合評点値（P）が1,000点以上であること。（8）平成24年度以降に延床面積が4,000平方メートル以上の鉄筋コンクリート造り二階建て以上の建築物の解体工事を元請として施工した実績を有することといたしました。

次に、2の入札の方法でございます。（1）ダイレクト型一般競争入札とする。

（2）入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。（3）この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

次に、3の入札参加者でございますが、募集の結果、記載の5者より応募をいただきました。

次に、4の入札結果でございます。入札調書であります。令和5年2月9日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。第1順位の応札額が1億8,200万円で予定価格は2億7,251万円、低入札調査基準価格は2億3,750万7,000円であり、第1順位の応札額が低入札調査基準価格を下回ったため、落札保留としたものであります。

2ページをお願いいたします。

この結果を受けまして、令和5年2月13日に応札者から積算内容について事情聴取を行い、2月15日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査では、①の積算内容から⑨のその他

まで確認を行いました。これにより、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査をした結果、契約どおりの履行は可能であると判断し、落札決定とし、日本建設株式会社仙台支店と令和5年2月22日に仮契約を締結いたしました。

契約の内容でございます。請負代金額が2億20万円、消費税を除いた金額は1億8,200万円でございます。契約の相手方は、仙台市青葉区一番町4丁目7番17号、日本建設株式会社仙台支店でございます。

事業の概要でございます。1の施工場所は大和町吉岡字町裏32番地地内、2の完成工期は令和5年8月31日でございます。3の事業概要は、吉岡小学校の改築に伴う既存校舎棟の解体撤去工事で、延床面積は8,995.42平方メートルになります。

3ページ目は位置図となり、4ページ目は平面図になります。なお、この平面図で赤の着色部分が施工箇所になります。

説明は以上になりますが、工事に当たっては、着手前に地域住民及び保護者等に対してチラシにより周知を図り、児童・生徒の安全確保を第一に考え工事を進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、3月2日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時35分 延 会